

第4期

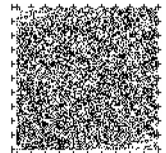
嘉麻市障がい者計画

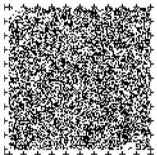
令和4年度～令和8年度



令和4年3月

嘉麻市





はじめに

わが国においては、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を締結し、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されるなど、教育や就労、地域生活等のあらゆる場面において、障がいのある人の権利が保障される社会環境づくりに取り組んできました。



このような中、嘉麻市では、現行の「第3期嘉麻市障害者計画」が令和4年3月に終了することから、これまでの取り組みを見直し、嘉麻市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年度からの新たな「第4期嘉麻市障がい者計画」を策定いたしました。

今後も「障がいによる差別を許さない心を育て、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で自立しながら、相互の人格と個性を尊重し、共に地域を支え、豊かなふれあいを通じて人間らしくあたり前に生活し、活動できる環境づくり」というこの計画の基本理念のもと、嘉麻市のすべての人が地域で安心していきいきと暮らしていけるよう、本計画の推進に全力を尽くしてまいります。

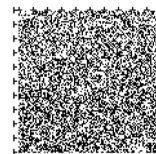
終わりに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました嘉麻市障がい者施策推進協議会の委員の皆様、アンケート調査やパブリックコメントなどで貴重なご意見をいただきました皆様、関係機関および各種団体の皆様に厚くお礼申し上げます。

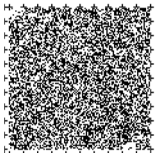
市民の皆様には、本計画の主旨をご理解いただき、共に生き暮らし支えあう共生社会の実現に向け、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

令和4年3月

嘉麻市長

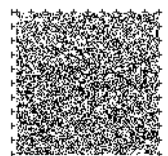
赤間 幸弘



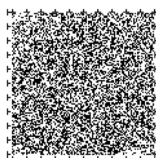


目 次

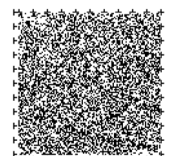
| | |
|--------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって | 3 |
| 1 計画策定の背景と趣旨 | 3 |
| 2 障がい者制度の動向 | 4 |
| (1)近年の法制度の動き | 4 |
| 3 計画の位置づけ | 6 |
| 4 計画の期間 | 6 |
| 5 計画の策定体制と方法 | 7 |
| (1)嘉麻市障がい者施策推進協議会の設置 | 7 |
| (2)当事者アンケート調査の実施 | 7 |
| (3)関係団体ヒアリングの実施 | 8 |
| (4)課題把握調査の実施 | 8 |
| 第2章 障がいのある人を取り巻く状況 | 11 |
| 1 人口・世帯の現状 | 11 |
| (1)人口構成の状況 | 11 |
| (2)世帯構成の状況 | 12 |
| 2 障害者手帳所持者などの状況 | 13 |
| (1)身体障がいのある人の状況 | 13 |
| (2)知的障がいのある人の状況 | 15 |
| (3)精神障がいのある人の状況 | 16 |
| (4)難病患者の状況 | 17 |
| 3 障がいのある子ども・発達障がい等の支援の状況 | 18 |
| (1)療育訓練について | 18 |
| (2)療育訓練実施状況 | 19 |
| (3)巡回相談実施状況 | 20 |
| (4)就学の状況 | 22 |
| (5)基幹相談支援センターにおける発達障がいに関する相談件数 | 22 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 25 |
| 1 計画の基本理念 | 25 |
| 2 基本目標 | 26 |
| 3 施策体系図 | 27 |

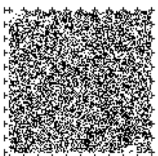


| | |
|----------------------------|----|
| 第4章 施策の展開 | 31 |
| 基本目標1 権利を守っていきます | 31 |
| 1 差別の解消および権利擁護の推進 | 31 |
| (1)障がいや障がいのある人に対する理解の促進 | 35 |
| (2)障がいを理由とする差別の解消の推進 | 35 |
| (3)人権や権利を擁護するための仕組みづくりの推進 | 35 |
| 2 行政サービスなどでの権利擁護のための配慮 | 37 |
| (1)市役所の事務や事業における権利擁護のための配慮 | 38 |
| (2)選挙での投票環境の配慮 | 38 |
| 基本目標2 自分らしい自立した生活を支援していきます | 39 |
| 1 生活支援のための基盤づくり | 39 |
| (1)生活を支援する情報提供の充実 | 46 |
| (2)生活を支援する相談支援体制の充実 | 46 |
| (3)生活を支援するサービスの充実 | 47 |
| (4)地域生活への移行支援の充実 | 47 |
| 2 保健・医療サービスの充実 | 48 |
| (1)障がいの早期発見体制の充実と適切な支援 | 51 |
| (2)障がいの原因となる疾病などの予防・治療の推進 | 51 |
| (3)保健・医療サービスやリハビリテーションの充実 | 51 |
| (4)精神保健・医療施策の推進 | 52 |
| (5)難病患者などへの支援の充実 | 52 |
| 3 雇用と就労の充実 | 53 |
| (1)就労支援の推進 | 55 |
| (2)雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実 | 56 |
| (3)雇用・就労機会の拡充 | 56 |
| (4)福祉的就労の場の充実 | 56 |
| 4 安心・安全対策の推進 | 57 |
| (1)災害時の避難行動支援体制の充実 | 60 |
| (2)災害時の多様な情報伝達の実施 | 61 |
| (3)消費者被害や犯罪・事故などの防止 | 61 |
| (4)感染症対策に係る体制の整備 | 61 |
| 基本目標3 社会参加の機会を充実していきます | 62 |
| 1 療育と教育の充実 | 62 |
| (1)就学前から就学期における相談支援体制の充実 | 64 |
| (2)療育の場と機会の充実 | 64 |
| (3)幼児期や学齢期でのともに育つ場と学校教育の充実 | 65 |
| (4)学校における進路指導の充実 | 65 |
| (5)学校教育施設のバリアフリー化の推進 | 65 |

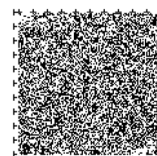


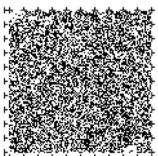
| | | |
|---------------|----------------------------|----|
| 2 | 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実 | 66 |
| | (1)地域での交流の機会の充実 | 68 |
| | (2)スポーツ・文化活動への参加の機会の充実 | 68 |
| | (3)障がいのある人やその家族の団体の支援 | 68 |
| | (4)ボランティアの育成と活動の支援 | 69 |
| 3 | 生活環境の整備 | 70 |
| | (1)福祉環境整備の促進 | 72 |
| | (2)住宅・住環境整備の推進 | 72 |
| 4 | コミュニケーションの支援 | 73 |
| | (1)情報提供のバリアフリー化の推進 | 74 |
| | (2)コミュニケーション支援の充実 | 74 |
| 第5章 計画の推進のために | | 77 |
| 1 | 市内ならびに関係機関との連携強化 | 77 |
| 2 | 国や県、近隣市町との連携強化 | 77 |
| 3 | さまざまな組織・団体との協働体制強化 | 77 |
| 4 | 広報・啓発活動の推進 | 77 |
| 5 | 計画の進行管理 | 78 |
| 資料編 | | 81 |
| 1 | 嘉麻市障害者施策推進協議会条例 | 81 |
| 2 | 嘉麻市障害者施策推進協議会委員名簿 | 83 |
| 3 | 答申書 | 84 |
| 4 | 用語解説 | 85 |





第1章 計画策定にあたって





第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

嘉麻市では、「障害者基本法[※]」に基づく市町村障害者計画として、平成29年3月に「第3期嘉麻市障害者計画」を策定し、障がいによる差別を許さない心を育て、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で自立しながら、相互の人格と個性を尊重し、共に地域を支え、豊かなふれあいを通じて人間らしくあたり前に生活し、活動できる環境づくりを目指して、障がい者施策を推進してきました。

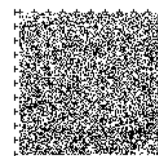
また、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる、障がい福祉サービス[※]等の方向性を明らかにするものとして、国の基本指針に基づき、令和3年3月に「第6期嘉麻市障害福祉計画及び第2期嘉麻市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等に関する提供体制等の確保・充実に取り組んでいるところです。

国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法[※]」という。)や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法[※]」という。)などを改正するなど、法令面の整備により障がい者施策を充実させるとともに、平成30年3月に障害者の自立や社会参加を支援する様々な施策の土台となる「障害者基本計画[※](第4次)」(平成30年度～令和4年度)を策定し、共生社会[※]の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限に発揮して自己決定できる社会の実現を目指しています。

このような国の障がい者施策の動向や、嘉麻市の障がい者の現状と課題を踏まえ、福祉の分野に限らず、保健、医療、教育、労働、防災など多くの分野が関わりながら、障がい者の福祉の向上に向けた施策を総合的に進めるため、国や県の計画を踏まえて「第4期嘉麻市障がい者計画」を策定し、本市における障がい者施策の一層の推進を図ります。

なお、本計画で対象とする「障がいのある人」とは、「障害者基本法[※]」第2条の定義で規定される身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい[※]を含む)その他の心身の機能の障がいがある人で、障がいおよび社会的障壁[※]により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。ここでいう「社会的障壁[※]」とは、障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

また、本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体などの固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合などについては、「障害」と表記します。



2 障がい者制度の動向

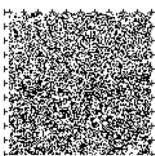
国は、平成 28 年 6 月「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定しました。子ども・高齢者・障がい者など、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の仕組みを構築することを目指としています。

これを受けて、厚生労働省は、平成 28 年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、地域共生社会を実現するために、具体策の検討に着手しています。

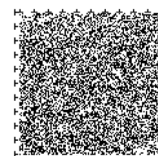
また、平成 29 年 6 月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、介護保険法・医療法・社会福祉法・障害者総合支援法[※]・児童福祉法[※]などが見直されました。地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにすることを目的としています。

(1)近年の法制度の動き

| 時期 | 国の動き |
|-------------------------------------|--|
| 平成23年6月制定 平成24年10月施行 | ■障害者虐待防止法[※]の施行 国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課しています。また、市町村の部局又は施設に、障がい者虐待対応の窓口等となる「市町村障がい者虐待防止センター」が設置されました。 |
| 平成25年6月制定 平成28年4月施行 | ■障害者差別解消法[※]の施行 障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等に社会的障壁 [※] の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を提供する義務が定められました。 |
| 平成25年6月公布 平成28年4月 一部平成30年4月施行 | ■障害者の雇用の促進に関する法律(略称「障害者雇用促進法[※]」)の改正 雇用分野における障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮 [※] の提供義務が求められるとともに、平成30年度から、障がい者法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定されました。 |
| 平成28年4月制定 平成28年5月施行 | ■「成年後見制度[※]の利用の促進に関する法律」(略称「成年後見制度[※]利用促進法」)の施行 地域住民の需要に応じた成年後見制度 [※] の利用の促進、地域における成年後見人となる人材の確保、関係機関等による体制の充実強化などが規定されました。 |
| 平成28年6月制定 平成28年6月施行 | ■発達障害者支援法[※]の改正 発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、切れ目のない支援や相談体制の整備(保健、医療、福祉、教育、労働等に関する関係機関及び民間団体相互の連携の必要性)などが規定されました。 |



| 時期 | 国の動き |
|--------------------------------------|--|
| 平成28年6月制定 平成30年4月施行 | <p>■障害者総合支援法[※]の改正 障がい者が、自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定されました。</p> |
| 平成28年6月制定 平成30年4月 一部平成28年6月施行 | <p>■児童福祉法[※]の改正 障がい児支援のニーズの多様化(重度の障がい児・医療的ケア児など)にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定されました。</p> |
| 平成30年5月制定 平成30年11月 一部平成31年4月施行 | <p>■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(略称「バリアフリー法[※]」)の改正 高齢者、障がい者、子育て世代など、全ての人々が安心して生活・移動できる環境を実現することを目標として、バリアフリー[※]化の取組みの実施にあたり、「共生社会[※]の実現」「社会的障壁[※]の除去」に留意すべき旨を明記しました。</p> |
| 平成30年6月制定 平成30年6月施行 | <p>■障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(略称「障害者文化芸術推進法」)の施行 障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。</p> |
| 令和元年6月制定 令和元年6月施行 | <p>■視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(略称「読書バリアフリー法[※]」)の施行 視覚障がい者等(視覚障がい、発達障がい[※]、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指します。</p> |
| 令和元年6月公布 令和2年4月施行 | <p>■障害者の雇用の促進に関する法律(略称「障害者雇用促進法[※]」)の改正 障がい者の雇用を一層促進するため、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置や、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが規定されました。</p> |
| 令和3年6月公布 公布後3年以内に施行 | <p>■障害者差別解消法[※]の改正 民間事業者は、①障害者から意思の表明があった場合に、②過重の負担にならない範囲で、③障害者の性別・年齢、障害の状態に応じて、④社会的障壁[※]の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をする義務が定められました。</p> |



3 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法[※]」第 11 条第3項に定める「市町村障害者計画」です。本計画では、障がいのある人の自立および社会参加の支援などについての施策の基本理念と基本目標を定めるとともに、求められる各施策の基本的な事項を示します。

本計画は、国の「障害者基本計画[※](第4次)」(平成 30 年度～令和4年度)や「福岡県障がい者長期計画」(令和3年度～8 年度)、また、嘉麻市における上位計画である「嘉麻市総合計画」や福祉分野の個別計画の上位計画である「嘉麻市地域福祉計画」との整合を図りつつ、「嘉麻市障害福祉計画」や「嘉麻市保健計画」、「嘉麻市子ども・子育て支援事業計画」をはじめとする保健福祉関連の計画や、人権や教育、まちづくり、防災などの関連分野の計画などとも連携しながら推進するものとします。

「嘉麻市障害福祉計画」は、障害者総合支援法[※]第 88 条に基づくもので、障がい福祉サービス[※]などの確保に関する実施計画であるのに対し、本計画は、障がいのある人のための施策全般に関する基本的な事項を定めた計画で、本市における障がい者施策の推進のための行動指針となります。

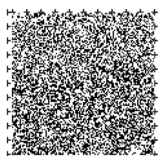
4 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、社会状況の変化や法制度の改正など、また、関連計画などとの整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

【計画の期間】

| 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 | 令和 12 年度 | 令和 13 年度 |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 第4期障がい者計画 | | | | | 第5期障がい者計画 | | | | |
| | 第6期障害福祉計画 | | 第7期障害福祉計画 | | | 第8期障害福祉計画 | | | | |
| | 第2期障害児福祉計画 | | 第3期障害児福祉計画 | | | 第4期障害児福祉計画 | | | | |



5 計画の策定体制と方法

(1) 嘉麻市障がい者施策推進協議会の設置

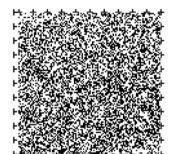
本計画の策定にあたっては、障害者基本法*第36条第4項の規定に基づき、社会福祉関係者、障害者福祉団体等関係者、教育関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者等で構成された嘉麻市障がい者施策推進協議会を設置し、審議を重ねました。

| | 期日 | 協議内容 |
|-----|-------------|--|
| 第1回 | 令和3年 6月30日 | 障がい者計画策定の趣旨と方法の協議 当事者アンケートの内容の協議 |
| 第2回 | 令和3年10月13日 | 当事者アンケート調査結果の報告 障がいのある人の取り巻く状況の協議 |
| 第3回 | 令和3年11月24日 | 課題把握調査結果及び福祉団体ヒアリング結果の報告 第3期計画の評価の協議 計画骨子案の協議 |
| 第4回 | 令和3年12月22日 | 計画素案の協議 |
| 第5回 | 令和4年 2月 25日 | パブリックコメント結果の報告、計画案の協議、承認 |

(2) 当事者アンケート調査の実施

本計画策定の基礎資料とするため、市内にお住まいの障がいのある方々を取り巻く現状や課題を把握するとともに、ご意見やご提言を広くお聞きし、計画策定の基礎資料として、調査結果を今後の障がい福祉施策に反映させることを目的に実施しました。

| | |
|-------|--|
| 調査対象者 | 身体障害者手帳*所持者 療育手帳*所持者 精神障害者保健福祉手帳*所持者 |
| 調査方法 | 郵送による配布、回収調査 |
| 調査時期 | 令和3年7月14日～7月30日 |
| 配布数 | 2,915件 |
| 有効回収数 | 1,178件 |
| 有効回答率 | 40.4% |



(3)関係団体ヒアリングの実施

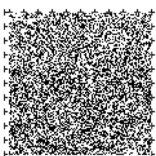
本計画策定の基礎資料とするため、地域生活での困りごとや、障がいのある人たちの権利擁護※や生活支援、社会参加に関する問題や課題、また、そのために求められる取り組みなどについて、当事者の人たちからご意見をうかがうことを目的に実施しました。

| | |
|--------|---|
| 調査対象団体 | 嘉麻市身体障害者福祉協会 嘉麻市手をつなぐ育成会 嘉飯山地区精神障害者家族会いずみ会 かま手話の会 嘉麻市聴覚障害者協会 |
| 調査方法 | 記述式調査票の配布・回収 嘉麻市身体障害者福祉協会および嘉飯山地区精神障害者家族会いずみ会については、インタビューの希望がありましたので、団体ごとにグループインタビューを実施しました。 |
| 調査時期 | 令和3年8月～9月 |

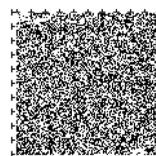
(4)課題把握調査の実施

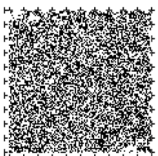
本計画策定の基礎資料とするため、福祉・介護・医療などの専門職を対象に、障がいのある人やその家族が抱える生活課題、障がいのある人を取り巻く地域の様子や課題、障がい者施策や障がい福祉サービス※などの現状と課題を把握し、さらに、それらの改善に向けた方策を探っていくことを目的に実施しました。

| | |
|-------|---|
| 調査対象者 | 嘉麻市内所在の障がい福祉サービス※事業所に勤務する福祉・介護・医療などの専門職 |
| 調査方法 | 記述式調査票の配布・回収 |
| 調査時期 | 令和3年8月～9月 |



第2章 障がいのある人を取り巻く状況





第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 人口・世帯の現状

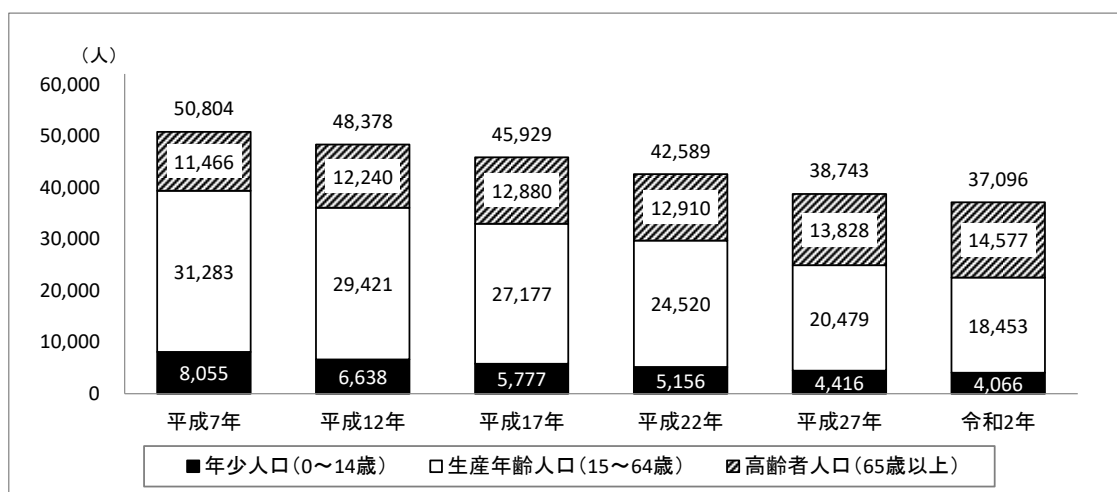
(1)人口構成の状況

嘉麻市の総人口は、一貫して減少傾向にあり、平成7年の50,804人から令和2年には37,096人となり、この25年間で13,708人減少しています。

年齢3区分で見ると、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)の減少が続くなか、高齢者人口(65歳以上)の増加が顕著となっており、この25年間で3,111人増加しています。このことから、急速に少子高齢化が進行していることがうかがえます。

このような少子高齢化は、その後も同様に推移し、令和7年には高齢化率が43.8%となることが予想されます。

【総人口と人口構成の推移】



単位：人

| | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 | 令和7年 |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 年少人口(0～14歳) | 8,055 15.9% | 6,638 13.7% | 5,777 12.6% | 5,156 12.1% | 4,416 11.4% | 4,066 11.0% | 3,283 10.4% |
| 生産年齢人口(15～64歳) | 31,283 61.6% | 29,421 60.8% | 27,177 59.2% | 24,520 57.6% | 20,479 52.9% | 18,453 49.7% | 14,363 45.8% |
| 高齢者人口(65歳以上) | 11,466 22.6% | 12,240 25.3% | 12,880 28.0% | 12,910 30.3% | 13,828 35.7% | 14,577 39.3% | 13,727 43.8% |
| 総人口 | 50,804 100% | 48,378 100% | 45,929 100% | 42,589 100% | 38,743 100% | 37,096 100% | 31,373 100% |

資料：平成7年～平成27年は国勢調査（総人口は年齢不詳を含む）

令和2年は市民課データ10月1日現在

令和7年のデータは国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」による



(2)世帯構成の状況

嘉麻市の世帯構成の推移をみると、一般世帯数は平成7年から令和2年にかけて減少傾向にあり、25年間で2,178世帯減少しています。

内訳をみると、核家族世帯(夫婦とその未婚の子、夫婦のみ、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯)の一般世帯数に占める割合は、平成7年の59.3%から令和2年の55.6%まで減少しています。核家族世帯に占める高齢者夫婦のみの世帯の割合をみると、平成7年の16.3%から令和2年では27.6%と増加しています。

単独世帯(ひとり暮らしの世帯)をみると、平成7年の3,689世帯が令和2年には5,191世帯となっており、25年間で1,502世帯増加しています。そのうち、高齢者のひとり暮らし世帯が1,452世帯増加しており、高齢者のひとり暮らし世帯の急増が、単独世帯の増加の大きな要因といえます。また、単独世帯に占める高齢者のひとり暮らし世帯の割合が、平成7年の52.8%から令和2年では65.5%と増加しています。

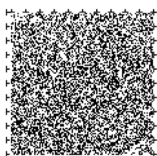
高齢者世帯を中心に世帯の小規模化が急速に進行している様子がうかがえます。

【世帯構成の推移】

単位：世帯

| | 一般 世帯数 | 核家族 世帯数 | 世帯構成 | | |
|-------|----------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|
| | | | 高齢者 夫婦のみ | 単独 世帯数 | 高齢者 ひとり暮らし |
| 平成7年 | 17,114 100% | 10,145 59.3% 100% | 1,653 9.7% 16.3% | 3,689 21.6% 100% | 1,949 11.4% 52.8% |
| 平成12年 | 17,238 100% | 10,104 58.6% 100% | 1,833 10.6% 18.1% | 4,241 24.6% 100% | 2,335 13.5% 55.1% |
| 平成17年 | 17,022 100% | 9,852 57.9% 100% | 1,920 11.3% 19.5% | 4,567 26.8% 100% | 2,612 15.3% 57.2% |
| 平成22年 | 16,404 100% | 9,397 57.3% 100% | 1,941 11.8% 20.7% | 4,739 28.9% 100% | 2,689 16.4% 56.7% |
| 平成27年 | 15,553 100% | 8,886 57.1% 100% | 2,165 13.9% 24.4% | 4,839 31.1% 100% | 3,060 19.7% 63.2% |
| 令和2年 | 14,936 100% | 8,298 55.6% 100% | 2,294 15.4% 27.6% | 5,191 34.8% 100% | 3,401 22.8% 65.5% |

資料：国勢調査



2 障害者手帳所持者などの状況

(1) 身体障がいのある人の状況

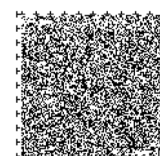
身体障害者手帳*の所持者数の推移をみると、平成 29 年に 2,663 人であったものが、令和 2 年には 2,409 人となり、254 人減少しました。

【身体障害者手帳*所持者数の推移】

単位：人

| 区 分 | | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 |
|----------------------------|-----------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 合 計 | | 2,663 | 2,605 | 2,530 | 2,455 | 2,409 |
| 年 代 別 | 18 歳未満 | 31 | 25 | 25 | 28 | 27 |
| | 18 歳以上 | 2,632 | 2,580 | 2,505 | 2,427 | 2,382 |
| 障 が い 程 度 別 | 1 級 | 716 | 703 | 692 | 680 | 695 |
| | 2 級 | 431 | 419 | 406 | 391 | 380 |
| | 3 級 | 401 | 390 | 377 | 366 | 351 |
| | 4 級 | 647 | 632 | 613 | 597 | 579 |
| | 5 級 | 250 | 249 | 239 | 223 | 212 |
| | 6 級 | 218 | 212 | 203 | 198 | 192 |
| 障 が い 種 別 | 視覚障がい | 208 | 200 | 190 | 179 | 176 |
| | 聴覚・平衡機能障がい | 270 | 259 | 248 | 236 | 225 |
| | 音声・言語・そしゃく機能障がい | 23 | 25 | 25 | 27 | 31 |
| | 肢体不自由 | 1,581 | 1,528 | 1,474 | 1,408 | 1,346 |
| | 内部障がい | 581 | 593 | 593 | 605 | 631 |

資料：障がい者福祉係（各年 3 月 31 日現在）

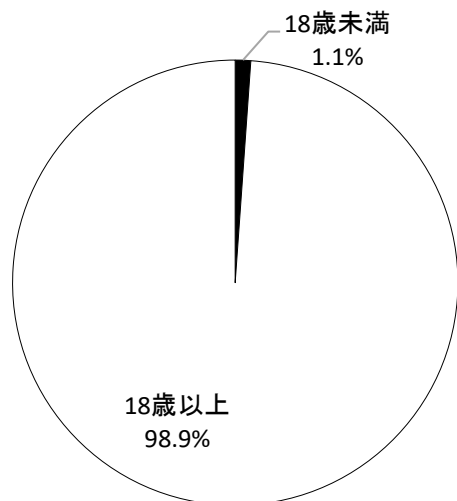


年代別にみると、令和3年では「18歳以上」が2,387人で全体の98.9%を占めています。

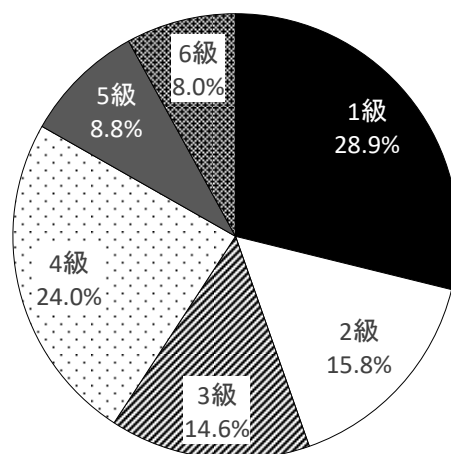
障がい程度別にみると、最も重度である1級が最も多く、4級が続いています。令和3年では、「1級と2級」が44.7%、「3級と4級」が38.6%、「5級と6級」が16.8%となっており、重度の手帳所持者が高い割合を占めています。

障がい種別にみると、肢体不自由の手帳所持者数が最も多く、令和3年では、1,346人で、全体の55.9%を占めています。以下、内部障がいの631人(26.2%)、聴覚・平衡機能障がいの225人(9.3%)が続いています。

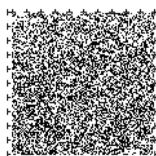
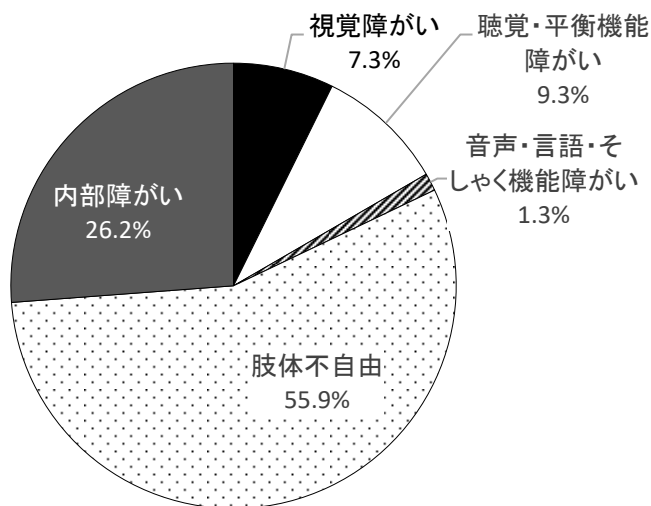
【年齢別の割合(令和3年)】



【障がい程度別の割合(令和3年)】



【障がい種別の割合(令和3年)】



(2)知的障がいのある人の状況

療育手帳※の所持者数の推移をみると、平成 29 年に 580 人であったものが、令和 3 年には 639 人となり、59 人増加しました。

年代別にみると、令和3年では「18 歳以上」が 515 人で全体の 80.6%を占めています。

障がい程度別にみると、「A」よりも「B」の手帳所持者の割合が高くなっています。令和 3 年では、「B」の手帳所持者が 362 人で全体の 56.7%を占めています。

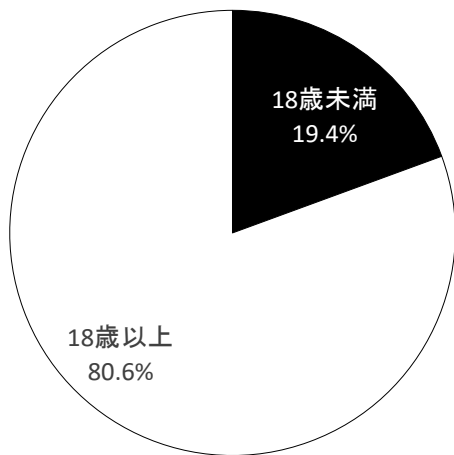
【療育手帳※所持者数の推移】

単位：人

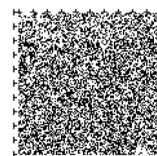
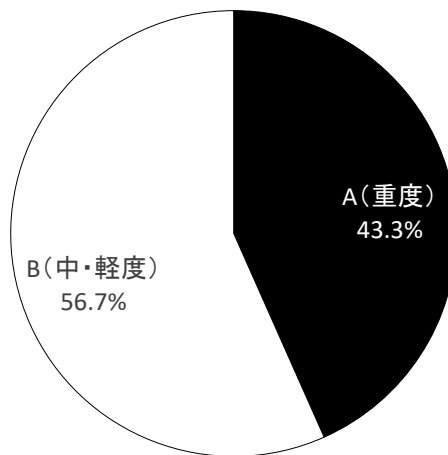
| 区 分 | | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 |
|--------|---------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 合 計 | | 580 | 593 | 616 | 623 | 639 |
| 年代別 | 18 歳未満 | 112 | 104 | 111 | 120 | 124 |
| | 18 歳以上 | 468 | 489 | 505 | 503 | 515 |
| 障がい程度別 | A(重度) | 263 | 264 | 271 | 270 | 277 |
| | B(中・軽度) | 317 | 329 | 345 | 353 | 362 |

資料：障がい者福祉係（各年 3 月 31 日現在）

【年齢別の割合(令和 3 年)】



【障がい程度別の割合(令和 3 年)】



(3)精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳※の所持者数の推移をみると、平成29年に280人であったものが、令和3年には350人となり、70人増加しました。

年代別にみると、20歳～64歳が247人で全体の70.6%を占めています。

障がい程度別にみると、2級の手帳所持者の割合が最も高くなっています。令和3年では、2級の手帳所持者が221人で全体の63.1%を占めています。

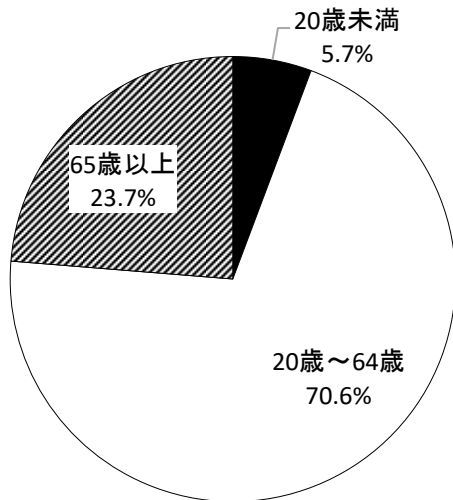
【精神障害者保健福祉手帳※所持者数の推移】

単位：人

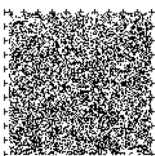
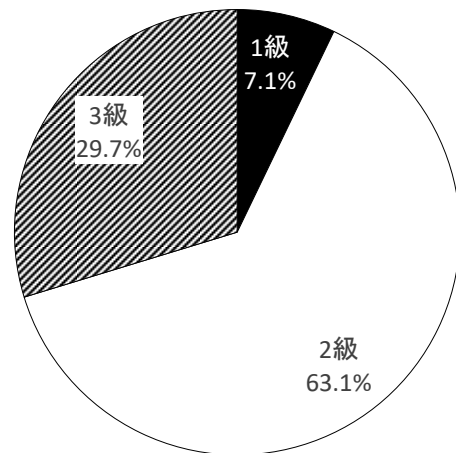
| 区分 | | 平成 29年 | 平成 30年 | 平成 31年 | 令和 2年 | 令和 3年 |
|--------|---------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|
| 合計 | | 280 | 301 | 330 | 350 | 350 |
| 年代別 | 20歳未満 | 12 | 17 | 20 | 23 | 20 |
| | 20歳～64歳 | 211 | 217 | 228 | 240 | 247 |
| | 65歳以上 | 57 | 67 | 82 | 87 | 83 |
| 障がい程度別 | 1級 | 26 | 31 | 35 | 28 | 25 |
| | 2級 | 158 | 180 | 196 | 210 | 221 |
| | 3級 | 96 | 90 | 99 | 112 | 104 |

資料提供：福岡県（各年3月31日現在）

【年齢別の割合(令和3年)】



【障がい程度別の割合(令和3年)】



自立支援医療[※](精神通院医療)受給者数の推移をみると、平成29年に537人であったものが、令和2年には、653人となり116人増加しましたが、令和3年は、新型コロナウイルスの影響で減少しています。

【自立支援医療[※](精神通院医療)受給者数の推移】

単位：人

| 区 分 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 |
|----------------------------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 自立支援医療 [※] (精神通院医療)受給者数 | 537 | 604 | 634 | 653 | 497 |

資料提供：福岡県（各年3月31日現在）

(4)難病患者の状況

「難病[※]」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律[※]」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。たとえば、パーキンソン病[※]や筋萎縮性側索硬化症(ALS)[※]などが難病[※]に該当します。

難病[※]のうち、平成26年12月までは、130の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、そのうち、56の疾患が医療費助成制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514疾患(11疾患群)が医療費助成制度の対象となっていました。

平成27年1月1日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律[※]」と「改正児童福祉法」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、対象の疾病の拡大が図られました。医療費助成制度の対象となる指定難病[※]は、平成29年4月から330疾病、平成30年4月から331疾病、令和元年7月から333疾病、令和3年11月から338疾病となりました。また、小児慢性特定疾病は、平成29年4月から722疾病、平成30年4月からは757疾病となりました。

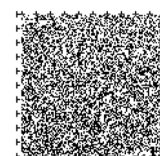
嘉麻市では、特定医療費(指定難病[※])受給者証の所持者は、平成29年の316人と令和3年の333人を比較すると17人増加しています。また、令和3年の小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者は、22人となっています。

【特定疾患医療受給者証所持者数などの推移】

単位：人

| 区 分 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 |
|--|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 特定医療費(指定難病 [※])受給者証所持者数 (特定医療費(指定難病 [※])支給認定者数) | 316 | 298 | 319 | 317 | 333 |
| 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数 (小児慢性特定疾病医療費支給認定者数) | 15 | 15 | 19 | 20 | 22 |

資料提供：福岡県（各年3月31日現在）



3 障がいのある子ども・発達障がい等の支援の状況

(1)療育※訓練について

障がいのある乳幼児、または発達の遅れや発達の過程で支援を必要とする乳幼児に対し、療育※訓練を行っています。

内容については、ことば・運動の個別訓練と小集団訓練(運動訓練やソーシャルスキルトレーニング(SST※)を含む訓練)、医師診察、保護者の心理相談を行っています。

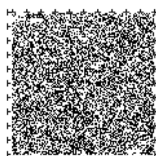
【療育※訓練実績の推移】

単位：人

| | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|-----------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 療育※事業登録者数 | 204 | 183 | 170 | 204 | 213 |
| 療育※事業利用者数 | 163 | 163 | 157 | 193 | 188 |
| 療育※事業延人数 | 1,128 | 956 | 1,073 | 1,047 | 788 |

資料：子育て支援課（各年度実績）

※SST…やり取りなどの社会性を学ぶトレーニング



(2)療育※訓練実施状況

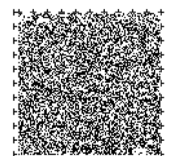
①個別訓練

言語聴覚士による言語訓練(ことばの教室)、作業療法士による運動訓練(運動の教室)やSSTなどを実施しました。

【個別訓練実績の推移】

| | | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | |
|----------|----------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----|
| 個別 訓練 | ことばの 教室 | 実人数(人) | 110 | 113 | 121 | 131 | 94 |
| | | 延人数(人) | 367 | 384 | 418 | 431 | 235 |
| | | 日数(日) | 62 | 66 | 68 | 71 | 45 |
| | 運動の 教室 | 実人数(人) | 87 | 86 | 108 | 112 | 111 |
| | | 延人数(人) | 286 | 275 | 381 | 401 | 375 |
| | | 日数(日) | 93 | 85 | 116 | 89 | 83 |
| | あそびの 教室 | 実人数(人) | - | - | - | - | - |
| | | 延人数(人) | - | - | - | - | - |
| | | 日数(日) | - | - | - | - | - |
| | 発達相談 (心理相談) | 実人数(人) | 11 | - | - | 109 | 91 |
| | | 延人数(人) | 23 | - | - | 157 | 127 |
| | | 日数(日) | 13 | - | - | 36 | 29 |
| | 個別の SST | 実人数(人) | 3 | 1 | - | 2 | 1 |
| | | 延人数(人) | 6 | 6 | - | 14 | 8 |
| | | 日数(日) | 6 | 6 | - | 12 | 8 |
| 延人数合計(人) | | 682 | 665 | 799 | 1,003 | 745 | |
| 延日数合計(人) | | 174 | 157 | 184 | 208 | 165 | |

資料：子育て支援課（各年度実績）



②小集団訓練

お子さんの特性に応じたプログラムを作業療法士が設定し、年々少、年少のお子さんの少人数のグループを作り活動しました。運動や親子活動を取り入れ、家でできる運動なども紹介しながら、体を使うことの楽しさや親子で触れ合いながら遊ぶことの楽しさを、体験を通して学べるように実施しています。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、小集団での訓練は実施できていませんが、民間の児童デイサービスを紹介することで支援が受けられるようにつなげるよう対応しました。

【小集団訓練実績の推移】

| | | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|-------------------|--------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| あそびの教室 | 実人数(人) | 21 | 6 | - | - | - |
| | 延人数(人) | 404 | 53 | - | - | - |
| | 日数(日) | 89 | 17 | - | - | - |
| 運動訓練を含む SSTの教室 | 実人数(人) | 3 | 20 | 17 | 13 | 0 |
| | 延人数(人) | 16 | 238 | 274 | 172 | 0 |
| | 日数(日) | 6 | 94 | 22 | 19 | 0 |

資料：子育て支援課（各年度実績）

(3)巡回相談実施状況

市内の保育所(園)・幼稚園や学童保育所、小学校を専門相談員等が巡回訪問し、発達が気になる児童を早期に発見し、支援することで、児童の健やかな成長と保護者の育児不安や負担を軽減するため、巡回相談を実施しました。

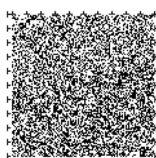
①就学前施設巡回相談

市内保育所(園)・幼稚園を臨床心理士や言語聴覚士、作業療法士といった専門相談員が保健師等とともに巡回訪問し、集団での様子を観察した上で、支援方法のアドバイスや相談対応を行いました。

【就学前施設巡回相談実績の推移】

| | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 | 令和 2年度 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 延人数(要観察児) | 586 | 440 | 376 | 385 | 242 |
| 実人数(要観察) | 401 | 308 | 281 | 306 | 225 |
| 療育※への移行 | 19 | 28 | 20 | 29 | 13 |

資料：子育て支援課（各年度実績）



②学童保育所巡回相談

市内各学童保育所へ臨床心理士等の専門相談員が訪問し、学童での児童の様子を観察し、支援方法のアドバイスや相談対応等を行いました。

【学童保育所巡回相談実績の推移】

| | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 | 令和 2年度 |
|----------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 訪問学童保育所数 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 延訪問回数 | 20 | 20 | 18 | 16 | 7 |

資料：子育て支援課（各年度実績）

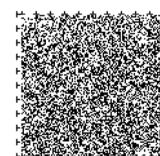
③小学校巡回相談

市内小学校1・2年生を対象に、学期ごとに臨床心理士並びに担当指導主事による巡回相談を実施し、就学から就学後における支援が必要な児童への適切な指導と必要な支援を行いました。

【小学校巡回相談実績の推移】

| | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 | 令和 2年度 |
|--------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 訪問小学校数 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 延訪問回数 | 36 | 49 | 58 | 50 | 50 |

資料：子育て支援課（各年度実績）



(4)就学の状況

嘉麻市内の小学校の児童数、中学校の生徒数は、減少傾向にあります。特別支援学級[※]の児童数、生徒数は、増加傾向にあります。

令和3年度は、小学校の児童数1,724人のうち、特別支援学級[※]の児童数は103人、中学校の生徒数874人のうち、特別支援学級[※]の生徒数は、60人となっています。

【就学状況等の推移】

単位：人

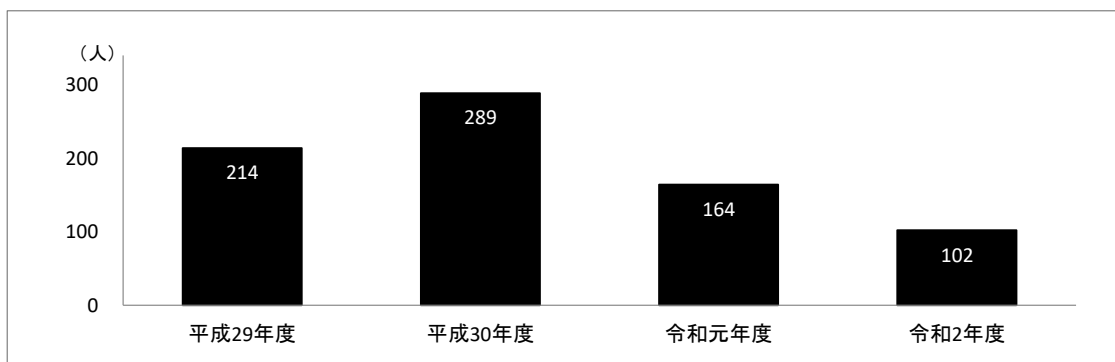
| | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 |
|----------------------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 市内小学校数 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 学級数 | 101 | 98 | 100 | 101 | 101 |
| うち特別支援学級 [※] | 19 | 18 | 19 | 21 | 21 |
| 児童数 | 1,881 | 1,811 | 1,830 | 1,808 | 1,724 |
| うち特別支援学級 [※] の児童数 | 73 | 76 | 89 | 105 | 103 |
| 市内中学校数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 学級数 | 48 | 49 | 47 | 47 | 50 |
| うち特別支援学級 [※] | 9 | 10 | 10 | 11 | 14 |
| 生徒数 | 921 | 946 | 911 | 901 | 874 |
| うち特別支援学級 [※] の生徒数 | 34 | 38 | 41 | 38 | 60 |

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

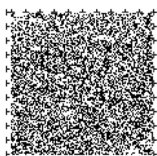
(5)基幹相談支援センターにおける発達障がい[※]に関する相談件数

平成29年度から飯塚市、嘉麻市、桂川町の広域で事業を実施している、基幹相談支援センター[※]では、発達相談に関する相談を受け、支援を行っています。

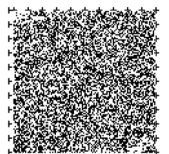
【基幹相談支援センター[※]における発達障がい[※]に関する相談件数】

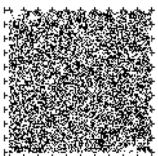


資料：社会福祉課（各年度実績）



第3章 計画の基本的な考え方





第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障がい者施策に関する制度上の見直しが進み、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しつつある中、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画し、できる限り住み慣れた地域で自立して暮らすことのできる場と環境の整備が求められています。

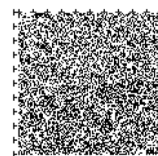
「障害者基本法[※]」に基づき、国においては「第4次障害者基本計画[※]」で、「共生社会[※]」の実現を目指しています。

このような「共生社会[※]」の実現に向け、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁[※]を除去するために、障がいのある人たち一人ひとりが抱える困難さを解消する多様な支援の充実に努め、安全で安心な暮らしができる福祉のまちをめざすことが大切です。

嘉麻市では、平成19年3月に策定した「第1期嘉麻市障害者計画」において、「障がいによる差別を許さない心を育て、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で自立しながら、相互の人格と個性を尊重し、共に地域を支え、豊かなふれあいを通じて人間らしくあたり前に生活し、活動できる環境づくり」を基本理念として決めました。第2期計画、第3期計画においても、この基本理念を引き続き掲げ、誰もが「嘉麻市に住んでよかった」と心からそう思えるまちをめざし、積極的な施策・事業を推進してきました。

本計画においても、「共生社会[※]」の実現に向け、「第3期嘉麻市障害者計画(平成29年度～令和3年度)」の基本理念を継続し、誰にとっても住みよいまち「嘉麻市」をめざします。

障がいによる差別を許さない心を育て、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で自立しながら、相互の人格と個性を尊重し、共に地域を支え、豊かなふれあいを通じて人間らしくあたり前に生活し、活動できる環境づくり



2 基本目標

基本理念の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして、次の3項目を本計画の基本目標として、総合的に推進します。

| | |
|--------------|-------------------|
| 基本目標1 | 権利を守っていきます |
|--------------|-------------------|

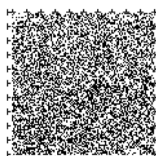
すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされ、さらに、障がいのある人が、行政サービスなどでの権利を円滑に行行使するため、適切な配慮を受けることができるよう、障がいのある人たちの権利を守っていきます。

| | |
|--------------|-----------------------------|
| 基本目標2 | 自分らしい自立した生活を支援していきます |
|--------------|-----------------------------|

障がいのある人の生活支援のための基盤づくりをすすめ、自分らしい日常生活または社会生活を営むことや、保健や医療の面について安心感を持って地域社会での生活を続けていくことができ、また、仲間とともに働き、活動することで、生きがいを実感でき、さらに、災害時などにも強い不安を感じることなく、安全に安心して生活することができるよう、障がいのある人たちの自分らしい自立した生活を支援していきます。

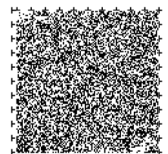
| | |
|--------------|-------------------------|
| 基本目標3 | 社会参加の機会を充実していきます |
|--------------|-------------------------|

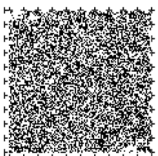
適切な療育[※]と教育の場や機会、地域での交流の機会、スポーツ・文化活動への参加の機会を充実させるとともに、バリアフリー[※]化をすすめるなど、生活や活動の場が、障がいのある人にとって配慮された環境に整えられ、さらに、情報を手に入れたり、伝えたりすることを、より簡単で便利にしていくことで、障がいのある人たちの社会参加の機会を充実していきます。



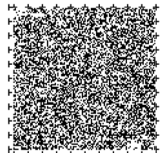
3 施策体系図

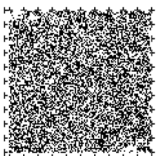
| 基本目標 | 施策の柱 | 施策の方向性 | |
|---------------------------|-------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 基本目標1 権利を守っていきます | 1 差別の解消および権利擁護の推進 | (1)障がいや障がいのある人に対する理解の促進 | |
| | | (2)障がいを理由とする差別の解消の推進 | |
| | | (3)人権や権利を擁護するための仕組みづくりの推進 | |
| | 2 行政サービスなどでの権利擁護のための配慮 | (1)市役所の事務や事業における権利擁護のための配慮 | |
| | | (2)選挙での投票環境の配慮 | |
| | 基本目標2 自分らしい自立した生活を支援していきます | 1 生活支援のための基盤づくり | (1)生活を支援する情報提供の充実 |
| (2)生活を支援する相談支援体制の充実 | | | |
| (3)生活を支援するサービスの充実 | | | |
| (4)地域生活への移行支援の充実 | | | |
| 2 保健・医療サービスの充実 | | (1)障がいの早期発見体制の充実と適切な支援 | |
| | | (2)障がいの原因となる疾病などの予防・治療の推進 | |
| | | (3)保健・医療サービスやリハビリテーションの充実 | |
| | | (4)精神保健・医療施策の推進 | |
| | | (5)難病患者などへの支援の充実 | |
| 3 雇用と就労の充実 | | (1)就労支援の推進 | |
| | | (2)雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実 | |
| | | (3)雇用・就労機会の拡充 | |
| | | (4)福祉的就労の場の充実 | |
| 4 安心・安全対策の推進 | | (1)災害時の避難行動支援体制の充実 | |
| | | (2)災害時の多様な情報伝達の実施 | |
| | | (3)消費者被害や犯罪・事故などの防止 | |
| | | (4)感染症対策に係る体制の整備 | |
| 基本目標3 社会参加の機会を充実していきます | | 1 療育と教育の充実 | (1)就学前から就学期における相談支援体制の充実 |
| | | | (2)療育の場と機会の充実 |
| | | | (3)幼児期や学齢期でのともに育つ場と学校教育の充実 |
| | (4)学校における進路指導の充実 | | |
| | (5)学校教育施設のバリアフリー化の推進 | | |
| | 2 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実 | (1)地域での交流の機会の充実 | |
| | | (2)スポーツ・文化活動への参加の機会の充実 | |
| | | (3)障がいのある人やその家族の団体の支援 | |
| | | (4)ボランティアの育成と活動の支援 | |
| | 3 生活環境の整備 | (1)福祉環境整備の促進 | |
| | | (2)住宅・住環境整備の推進 | |
| | 4 コミュニケーションの支援 | (1)情報提供のバリアフリー化の推進 | |
| | | (2)コミュニケーション支援の充実 | |





第4章 施策の展開





第4章 施策の展開

| | |
|-------|------------|
| 基本目標1 | 権利を守っていきます |
|-------|------------|

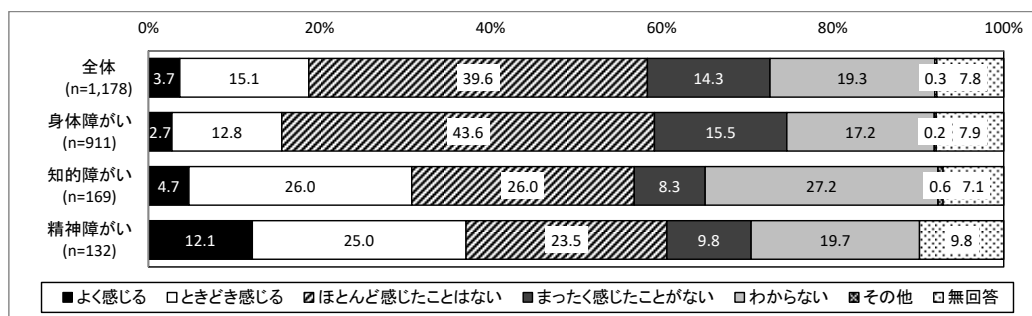
1 差別の解消および権利擁護の推進

【現状と課題】

○障がいのある人に対する差別や偏見

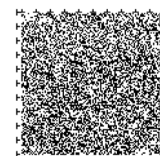
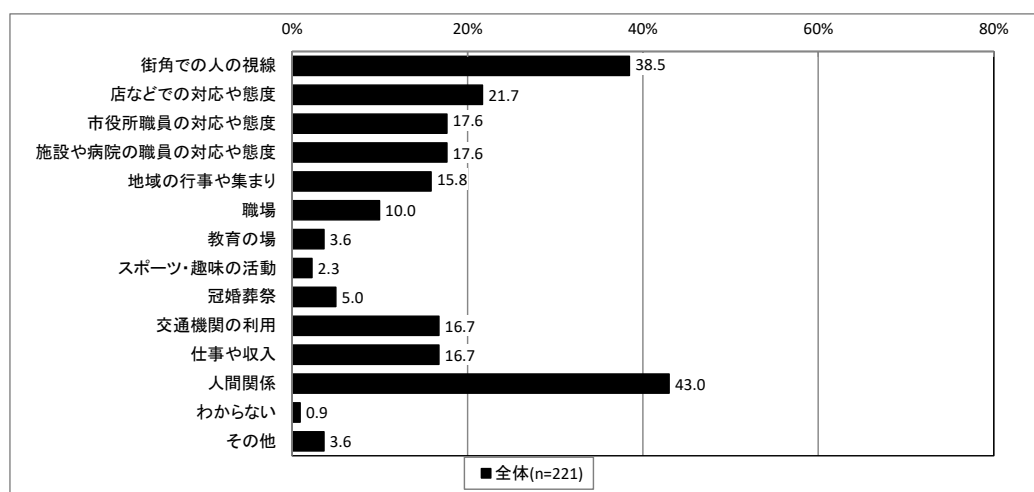
当事者アンケートでは、日常生活において、差別や偏見を感じたり、疎外感があるかどうかたずねたところ、「よく感じる」とときどき感じる」を合わせた『感じる』と回答した人は、全体で 18.8% であり、身体障がいのある人では 15.5%、知的障がいのある人では 30.7%、精神障がいのある人では 37.1%と高くなっており、障がい種別によって違いが見られました。

《日常生活において、差別や偏見を感じたり、疎外感があるかどうかについて》



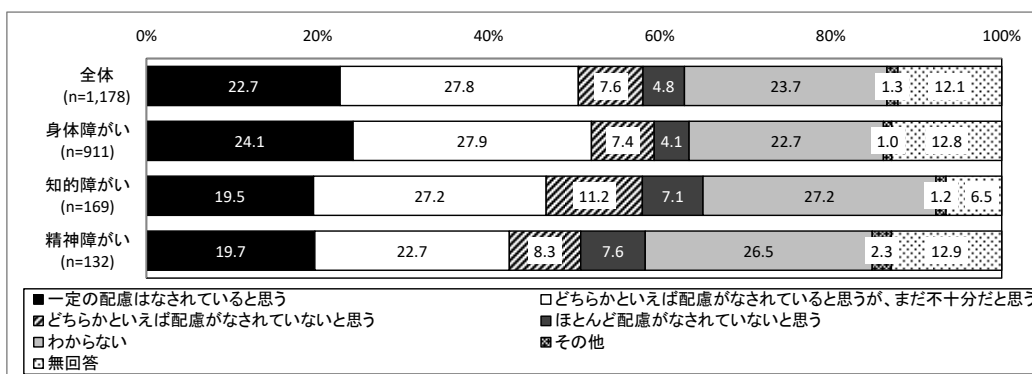
また、差別や偏見、疎外感について、『感じる』と回答した人たちが挙げた場面としては、「人間関係」が 43.0%と最も高く、次いで「街角での人の視線」が 38.5%、「店などでの対応や態度」が 21.7%となっていました。

《日常生活において、差別や偏見を感じたり、疎外感がある場面について》



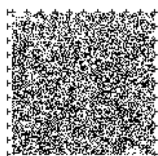
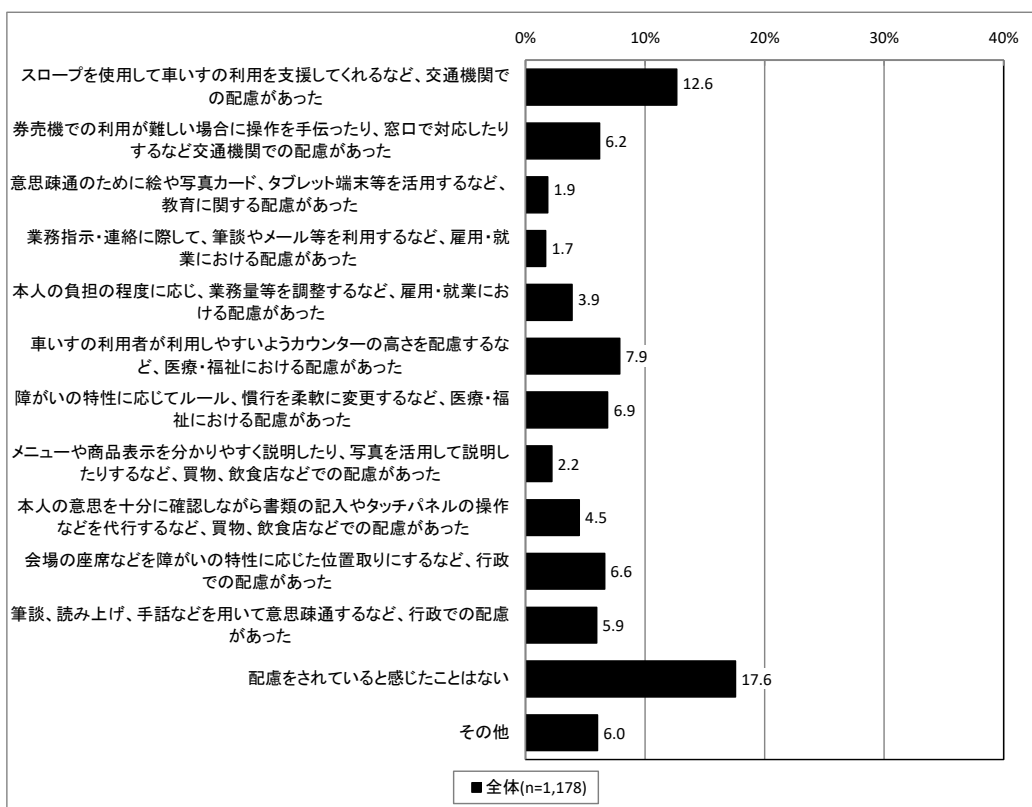
当事者アンケートでは、日ごろの生活のなかで、障がいのある人への配慮がなされている、または、なされていない(差別がある)と感じるかたずねたところ、「どちらかといえば配慮がなされていると思うが、まだ不十分だと思う」の割合が最も高くなっていました。

《日ごろの生活のなかで、障がいのある人への配慮がなされているかについて》



また、配慮をされていると感じられたことでは、「交通機関での配慮」、「医療・福祉における配慮」、「行政での配慮」があったとした回答が見られましたが、「配慮をされていると感じたことはない」の割合が最も高くなっていました。

《配慮をされていると感じられたことについて》

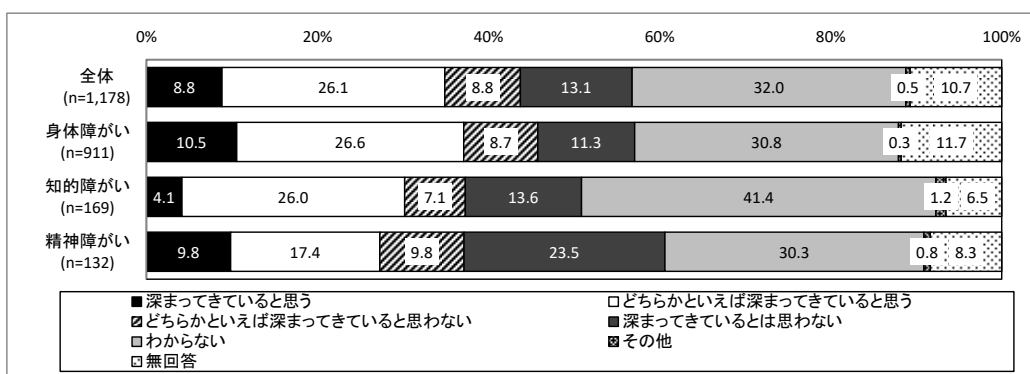


課題把握調査では、「地域を含むいろんな方々の障がい者や障がい児への理解・また交流する機会をつくることで偏見を減らすことができるのではないか」、「インターネットが身近になり、自身の行動がその人の権利を害していることに気付いてない。それぞれの権利を守っていくために地域や学校等に事例を交えて周知する必要がある。」などの意見がありました。

○障がいや障がいのある人についての理解を深めるための取り組み

当事者アンケートでは、「障がい」や「障がいのある人」に対する理解が深まってきていると思うかたずねたところ、「どちらかといえば深まってきていると思う」の割合が、「わからない」との回答を除けば、最も高くなっていました。また、「深まってきているとは思わない」がこれに続いており、特に、精神障がいのある人は、より高い割合となっていました。

《「障がい」や「障がいのある人」に対する理解の深まりについて》



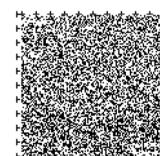
当事者アンケートでは、「目に見える障がい者には手厚く、目に見えない障がいに対する配慮や支援はまだまだ行き届いてないと思う」という意見がありました。

課題把握調査では、「障がいに対する偏見や差別が残っていると感じることがあるため、地域全体で障がいを知り、受け入れていく体制が必要」や「障がい・障がいのある子どもに対しての偏見や思い込みによる関わりが見られることから、もっと地域の住民に知ってもらう機会の充実」、「差別や偏見を取り除く啓発活動の充実」など、障がいや障がいのある人について学ぶ機会などの充実を図っていくことが大切とする意見が多くみられました。

○虐待を防止していくための取り組み

課題把握調査では、「サービス事業所と行政で家庭環境の把握をし、困った時に素早く対応でき相談できる環境を整える」や「気軽に相談できる場所の整備」など、虐待防止のための相談体制の整備を求める意見がありました。

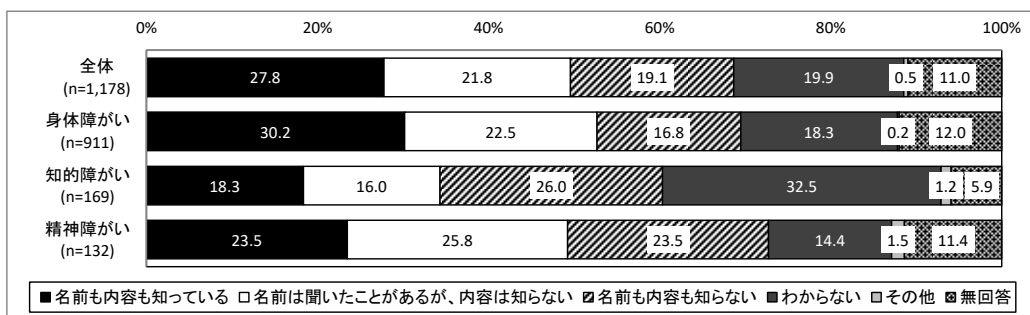
また、「虐待防止(グレーゾーン含)のチェックリスト、ガイドライン等の作成・配布」、「徹底した啓発活動」などの虐待防止に関する広報啓発に関する意見のほか、「近隣住民とのつながりや声かけの充実」、「学校教育、近隣住民の理解、地域の人とのつながり、通報や支援体制の充実、地域の人の協力、知ってもらうこと」など、地域の協力による虐待防止のための取り組みなどの意見がありました。



○障がいのある人の権利を守っていくための制度の周知

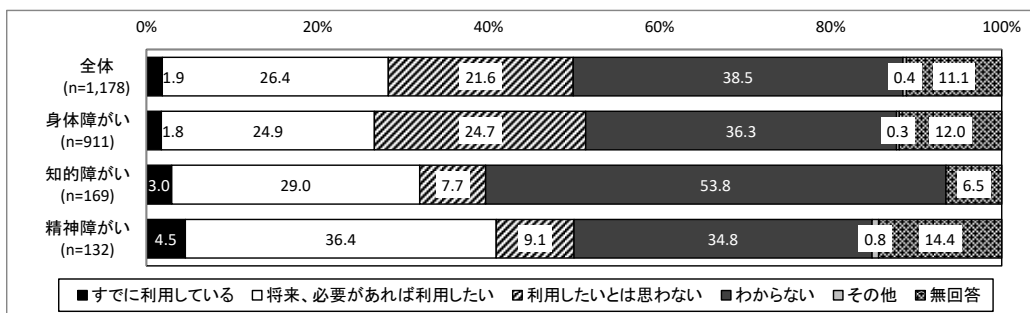
当事者アンケートでは、成年後見制度※についての周知度について、「名前も内容も知っている」と回答した人が、全体で 27.8%と最も高くなっていますが、知的障がいのある人では 18.3%、精神障がいのある人では 23.5%と低くなっており、成年後見制度※について、前回より若干認知度はあがっているものの、十分に周知されていない様子がうかがえます。

《成年後見制度※の周知度について》



成年後見制度※の利用意向をみてみると、「将来、必要があれば利用したい」が高い割合となりましたが、それ以上に、「わからない」の割合が高くなっていたことから、障がい種別によっては、多くの人たちが利用についての判断が難しいと感じている様子がうかがえることから相談支援体制のさらなる充実が必要です。

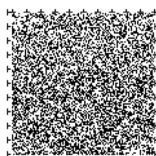
《成年後見制度※の利用意向について》



【施策の方針】

すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされる「共生社会※」の実現をめざします。そのために嘉麻市では、

- ① 障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための取り組みをすすめます。
- ② 障がいを理由とする差別の解消をすすめます。
- ③ 障がいのある人の権利擁護※のための取り組みをすすめます。



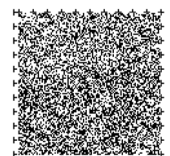
【具体的な施策】

(1)障がいや障がいのある人に対する理解の促進

| 取り組み内容 | 所管課 |
|---|-------|
| 住民や事業者などが、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、多様な広報と情報媒体を積極的に活用するとともに、関係機関と協力しながらさらなる周知に取り組みます。 | 社会福祉課 |
| 児童生徒が幼少の頃から、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と知識を深めることができるよう、学校教育において、人権教育や福祉教育をすすめます。 | 学校教育課 |

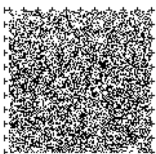
(2)障がいを理由とする差別の解消の推進

| 取り組み内容 | 所管課 |
|--|-------|
| 障害者差別解消法 [※] について、民間の事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮 [※] の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」(法的義務)とされた改正内容(公布日である 2021 年 6 月 4 日から起算して 3 年以内に施行)などに関する効果的な広報啓発活動、相談・紛争解決体制などの整備に取り組むとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。 | 社会福祉課 |
| 障害者雇用促進法 [※] に基づき、障がいの有無にかかわらず、均等な機会や待遇の確保、さらに、障がいのある人の有する能力が有効に発揮できるための取り組みを促進します。 | 社会福祉課 |



(3)人権や権利を擁護するための仕組みづくりの推進

| 取り組み内容 | 所管課 |
|---|-------|
| 障がいのある人の人権や権利擁護※を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、人権相談や法律相談などの相談体制の充実を図ります。 | 社会福祉課 |
| 虐待に関する通報を24時間 365 日受け付ける、障がい者虐待防止センター※の機能を強化し、さらなる相談体制などの充実を図りながら、障がいのある人の虐待の防止や早期発見などに努めます。 | 社会福祉課 |
| 判断能力が十分でないため適切な福祉サービスを利用することが困難な障がいのある人に対して、福祉サービスの適切な選択と利用、日常的な金銭管理などを支援するため、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業※の普及啓発を図り、関係機関などと連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度※の普及啓発と利用促進を図ります。 | 社会福祉課 |
| 福祉サービス利用者などからの苦情について、関係機関と連携し、適切に対応しながら、福祉サービス利用者などの権利擁護※および福祉サービスの向上に努めます。 | 社会福祉課 |



2 行政サービスなどでの権利擁護のための配慮

【現状と課題】

○権利行使のために行政サービスをきちんと利用できるための対応や環境

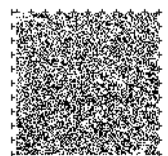
当事者アンケートでは、配慮をされていると感じられたことで、「会場の座席などを障がいの特性に応じた位置取りにするなどの行政での配慮」や「筆談、読み上げ、手話などを用いて意思疎通するなどの行政での配慮」など「行政での配慮」があったとした回答のほか、市役所での対応に対する感謝の意見などが見られました。その一方で、「市役所窓口での対応などに関して、もっと配慮がほしい」や「市役所の構造に対する不便さ」などの意見もありました。

近年では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る飛沫防止のスクリーンのため通常より声が聞こえにくいなどの問題や、ソーシャルディスタンス確保のため、近づいての説明や会話が難しいなどの問題も見られました。

【施策の方針】

障がいのある人が行政サービスなどでの権利を円滑に行使するため、適切な配慮を受けることができる「共生社会[※]」の実現をめざします。そのために嘉麻市では、

- ①市役所における事務や事業にあたり障がいのある人が必要とする社会的障壁[※]の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。
- ②選挙での障がいのある人に配慮した投票環境を整えます。



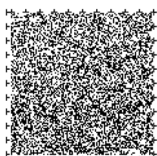
【具体的な施策】

(1)市役所の事務や事業における権利擁護のための配慮

| 取り組み内容 | 所管課 |
|--|-------------------|
| 市職員などに対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施し、差別的ではない適切な用語や明瞭かつ平易な言葉の使用、説明や意思を確認する際の障がいの特性を踏まえた丁寧な対応、体調の変化などへの気配りなど、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。 | 人事秘書課 人権・同和対策課 |
| 市役所における事務や事業の実施にあたっては、障害者差別解消法※に基づき、障がいのある人が必要とする社会的障壁※除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。 | 全課 |
| 市役所ならびに市が所管する行政窓口では、筆談や手話の活用による明瞭でわかりやすい説明の工夫やタブレット端末を利用した遠隔手話サービスの導入など、コミュニケーション支援に配慮した取り組みをすすめます。 | 全課 |
| 障がいのある人へ伝える案内文書や広報などについては、障がいの特性に応じて、ファックスや E メールなどの電子媒体、録音媒体などの活用、冊子等への音声コードの導入などを行うとともに、市のホームページについては、文字拡大機能や背景色変更機能などを強化しながらわかりやすい情報提供をすすめます。 | 全課 |

(2)選挙での投票環境の配慮

| 取り組み内容 | 所管課 |
|--|---------|
| 障がいのある方に配慮した投票所の設置に努め、投票所の見直しにより投票所から離れた地域にお住まいの方には、移動式の期日前投票所を開設するなどして投票機会の確保に努めます。 | 選挙管理委員会 |



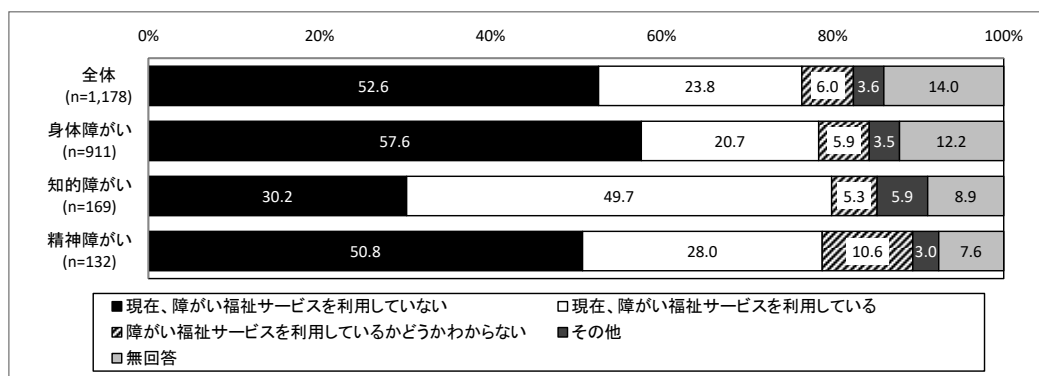
1 生活支援のための基盤づくり

【現状と課題】

○地域生活を支援していくための福祉サービスの量や質の充実

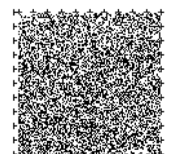
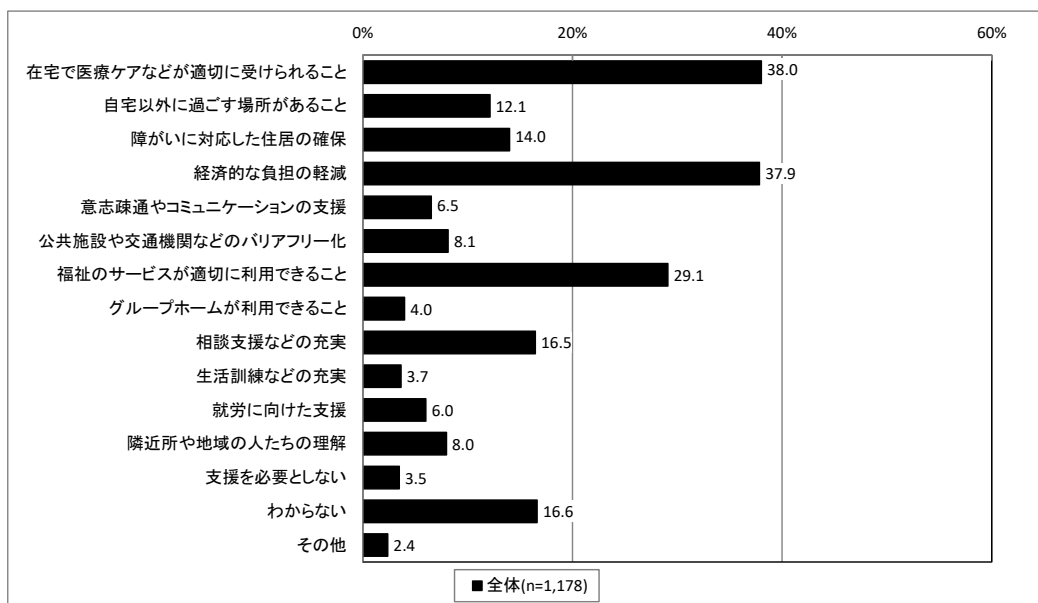
当事者アンケートでは、障がい福祉サービス※の利用状況について、「現在、障がい福祉サービス※を利用している」と回答した人は、全体で 23.8%と低くなっていますが、知的障がいのある人では 49.7%と高くなっていました。また、身体障がいのある人が、20.7%と低くなっていますが、等級に幅があり、等級が低い方は、サービスを利用していない傾向にあります。

《障がい福祉サービス※の利用状況について》



地域生活において求められる支援では、「福祉のサービスが適切に利用できること」が 29.1%と高くなっていました。

《地域生活において求められる支援について》



さらに、当事者アンケートの自由意見では、「障がい福祉サービス※を障がい者の適正に合わせて利用できるようにしてほしい」などの意見がありました。

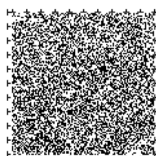
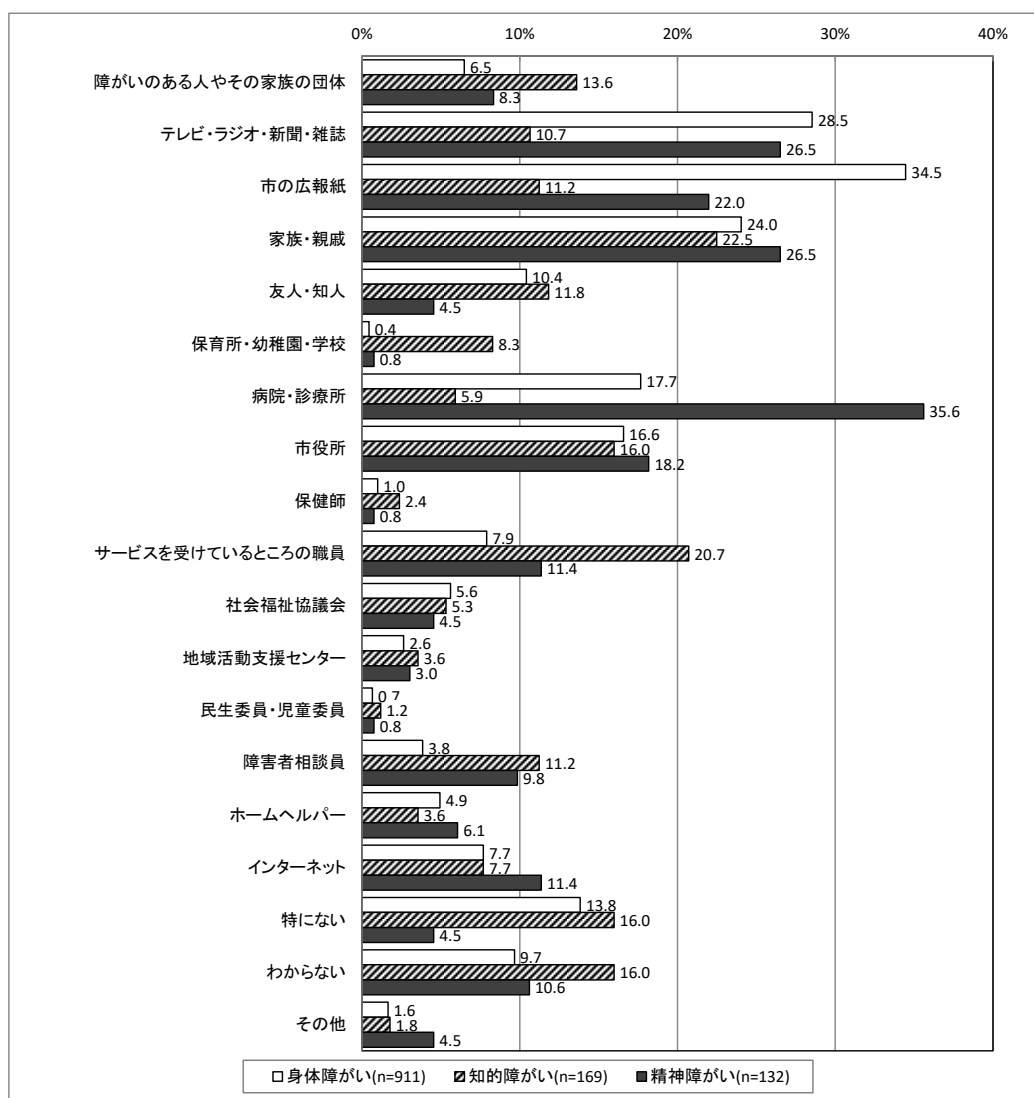
課題把握調査では、「グループホーム※などの福祉サービスの充実」や「ヘルパーや福祉サービスを従事される方々の人員確保を含めたサービスの充実」などのサービスの充実を望む意見がありました。

○生活支援のための情報の提供

当事者アンケートでは、福祉に関するサービスなどに関する情報の入手先について、身体障がいのある人では「市の広報紙」、知的障がいのある人では「障がいのある人やその家族の団体」「サービスを受けているところの職員」、精神障がいのある人は「病院・診療所」の割合が高くなっていました。

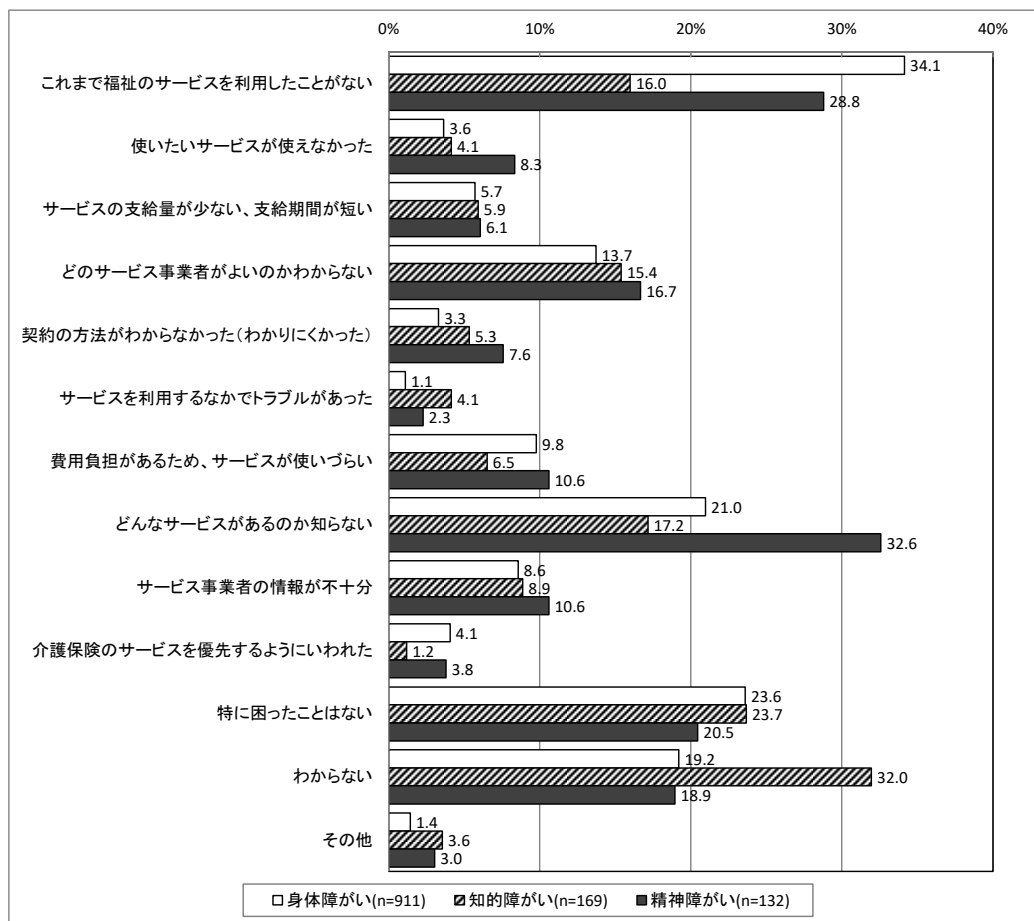
また、前回調査と比較して、「インターネット」の割合が増加していることから、ホームページやSNSを活用した情報提供の充実が必要です。

《福祉に関するサービスなどに関する情報の入手先について》



福祉のサービスを利用するときの困りごとについてたずねたところ、身体障がいのある人、精神障がいのある人では「これまで福祉のサービスを利用したことがない」や「どんなサービスがあるのか知らない」と回答した人の割合が高くなりました。また、「どのサービス事業者がよいのかわからない」に関しては、全ての障がいにおいてある程度の回答がありました。

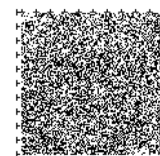
《福祉のサービスを利用するときの困りごとについて》



当事者アンケートの自由意見では、「障がい者が気軽に相談できたり、集まったりできる場所づくりや一人で悩まず、気軽に相談、情報提供できる場の充実」との意見がありました。

福祉団体ヒアリングでは、「障がい福祉サービス※や事業所に関するパンフレット、わかりやすい障がいのしおりなどの作成」との意見がありました。

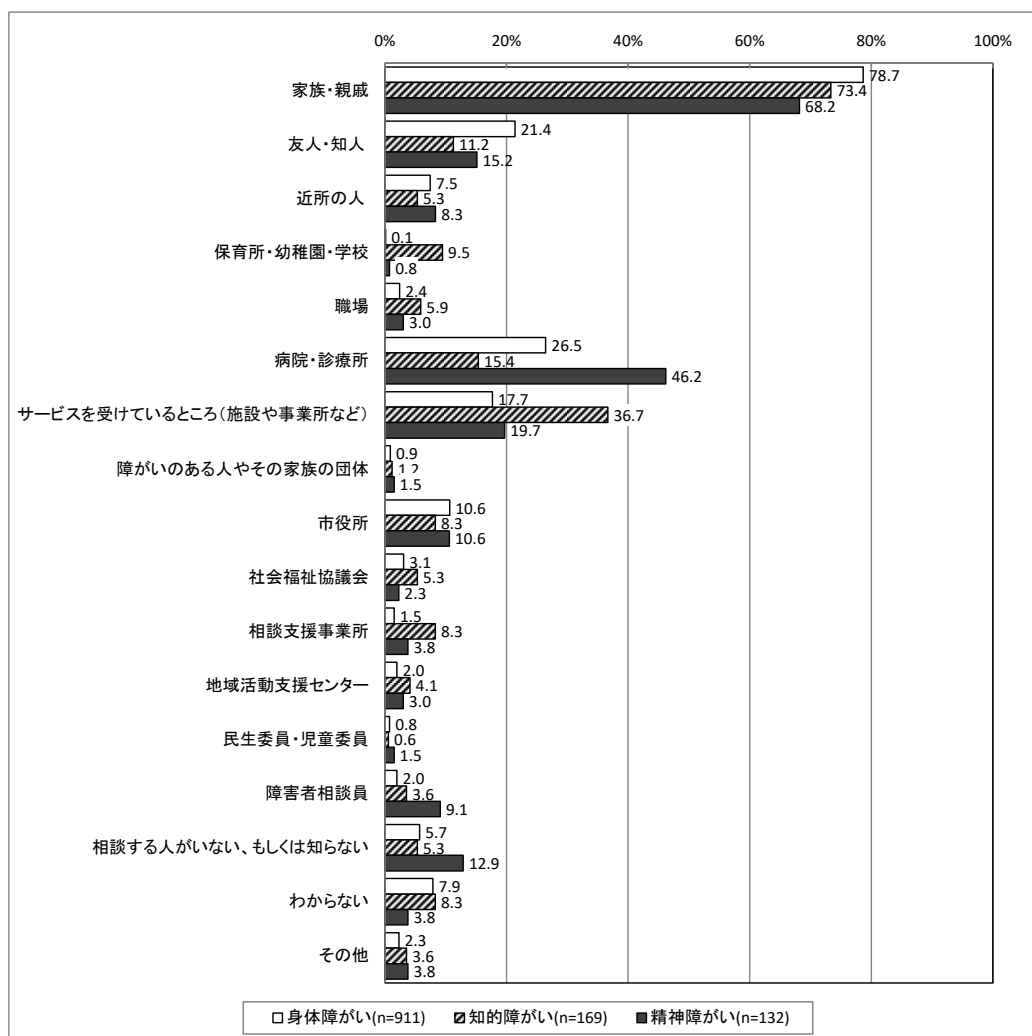
課題把握調査では、「情報が不足していたり、相談できる環境が不十分」や「サービスの分かりにくさやサービスの周知不足」との意見がありました。



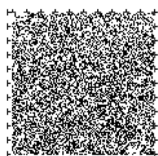
○必要な支援につながる、きめ細かい丁寧な相談支援体制の充実

当事者アンケートでは、悩みや困ったことの相談先について、いずれの障がいにおいても「家族・親戚」の割合が高く、6割を超えました。また、知的障がいのある人では「サービスを受けているところ(施設や事業所など)」、精神障がいのある人では「病院・診療所」の割合が他と比較して高くなりました。

《悩みや困ったことの相談先について》



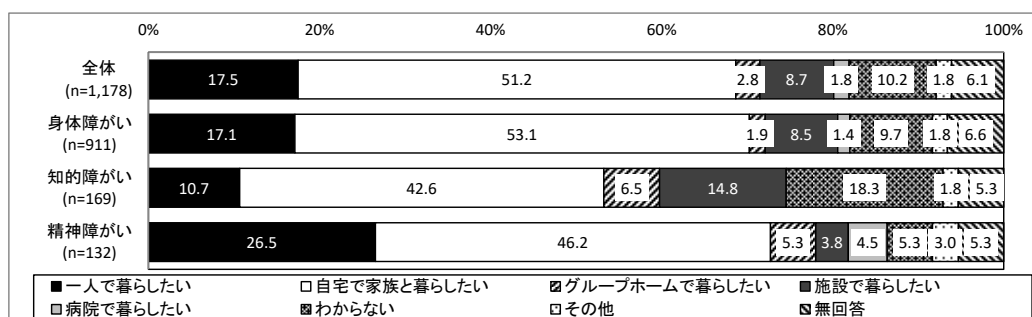
課題把握調査では、「気軽に相談できる所や相談に行きやすい窓口が必要」、「どこに何を相談してよいのか分からない」、「窓口があっても、その時間帯に相談できない人もいる」、「困った時に素早く対応でき相談できる環境の整備」などの意見がありました。



○今後希望する暮らし方

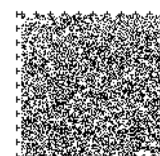
当事者アンケートにおいて、今後の暮らし方の希望についてたずねたところ、いずれの障がいにおいても「自宅で家族と暮らしたい」の割合が高く、約半数を占めました。

《今後の暮らし方の希望について》



当事者アンケートの自由意見では、「親亡き後に一人でも安心して生きていける環境を望みます。そのため知恵や取り組み、環境などの情報がほしい」との意見がありました。

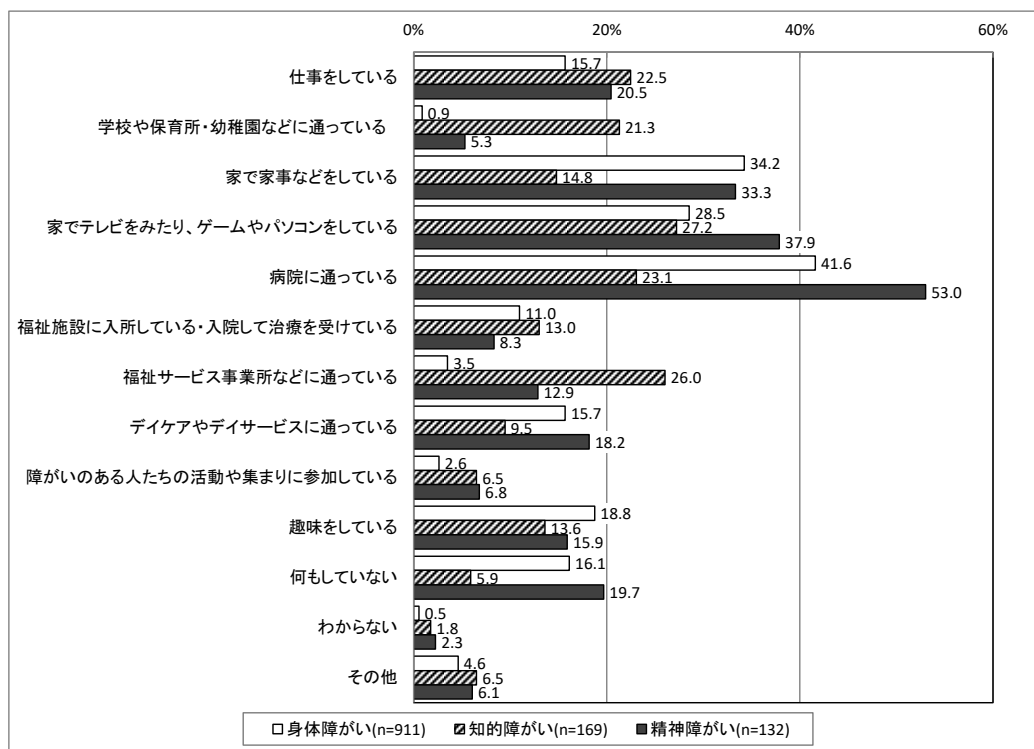
福祉団体ヒアリングでは、「自立の基本となる居住について公団住宅、空家紹介、1人暮らし体験ができるような場の提供などの支援をもっと取り入れてほしい」との意見がありました。



○日常的な外出や社会参加のための移動支援の充実

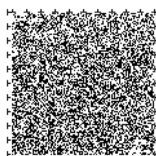
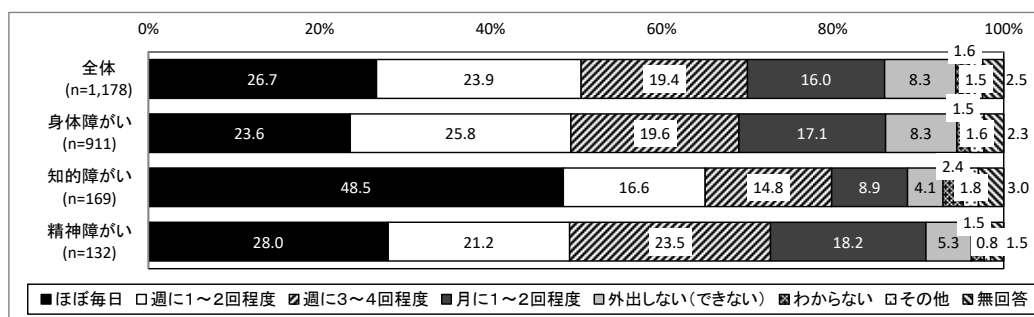
日中の過ごし方についてたずねたところ、身体障がいのある人、精神障がいのある人では「病院に通っている」、知的障がいのある人では「福祉サービス事業所などに通っている」と回答した人の割合が高く、日中の過ごし方として、病院や福祉サービス事業所に通うため、外出する機会が多い様子がうかがえます。一方、「家で家事などをしている」や「家でテレビをみたり、ゲームやパソコンをしている」と回答した人の割合が多くなっています。

《日中の過ごし方について》



また、外出の頻度では、身体障がいのある人では「週に1～2回程度」、知的障がいのある人、精神障がいのある人では「ほぼ毎日」と回答した人の割合が高く、知的障がいのある人では「ほぼ毎日」の割合が他の障がいと比較して特になりました。

《外出の頻度について》

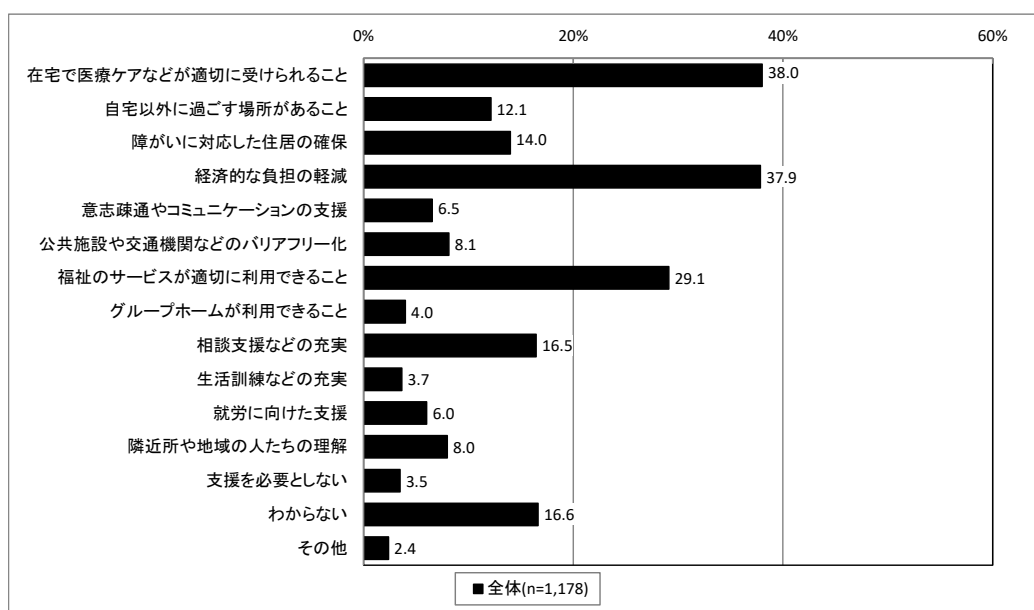


当事者アンケートのできる限り対応してほしい配慮では、「近距離でも移動手段が欲しいと思う」、「障がいのある人が嘉麻市内だけでも自由に移動できるようにしてほしい」、「親が運転できなくなった時の移動にタクシー代等の割引」など移動手段の充実を望む意見がありました。

○生活に困窮している障がいのある人やその家族に対する適切な支援

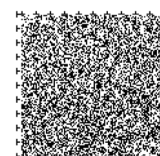
当事者アンケートにおいて、地域生活において求められる支援では、「経済的な負担の軽減」が37.9%と高くなっていました。

《地域生活において求められる支援について》



福祉団体ヒアリングでは、「障害年金の支給に当たっては複雑で理解しにくい」、「年金の手続きの不備で、障害年金が受給できていないケースがある」、「障がいがあり働くことができず、医療費もままならず家族に負担がかかる」「精神科以外の医療費も自立支援医療※制度があれば助かる」との意見がありました。

課題把握調査では、「経済的余裕や周りの環境状態が整っていれば障がいのある方も、支える家族も安定した生活ができるが、お金や環境が壁となった場面は互いに余裕がなくなり、不適切な関わりが増えてしまうと思われる」、「障がい年金等の制度を知らずに利用できていないケースも見られる。適切なサービスを利用することで支援者(家族)が仕事に従事することも可能」、「公的なサービスに結びついていない方に生活困窮状態となっている場合が多い、自分で伝えられない方の状況把握が課題」との意見がありました。



【施策の方針】

障がいのある人の生活支援のための基盤づくりをすすめ、自分らしい日常生活または社会生活が営むことができる「共生社会※」の実現をめざします。そのために嘉麻市では、

- ①生活を支援する情報提供や相談支援体制を充実させるとともに、障がい福祉サービス※などによる生活支援の充実を図ります。
- ②施設に入所している人や入院中の精神障がいのある人の退院や地域移行を促進するための環境整備をすすめます。

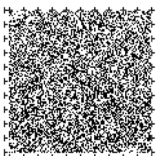
【具体的な施策】

(1)生活を支援する情報提供の充実

| 取り組み内容 | 所管課 |
|---|-------|
| 市の広報紙やホームページ、障がい福祉のしおりやパンフレットの配布、情報を記録した録音媒体の提供など、多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度などの内容をわかりやすく紹介し、障がいのある人やその家族が、自分に合ったサービスを適切に選択でき、利用できるよう、情報提供の充実を図ります。 | 社会福祉課 |

(2)生活を支援する相談支援体制の充実

| 取り組み内容 | 所管課 |
|--|-------|
| 障がいのある人やその家族、高齢化する介護者などが抱えるさまざまな困りごとや悩みごとに対し、的確かつ迅速な相談支援ができるよう、基幹相談支援センター※や相談支援事業所等と連携し、相談支援体制の充実に努めます。 | 社会福祉課 |
| 相談支援にかかわる市職員の専門的知識の充実や適正配置をすすめるとともに、行政機関や医療機関、障がい福祉サービス※事業所などの保健・医療・福祉・教育・就労などの専門職の連携強化を図ります。 | 社会福祉課 |
| 相談者の利益を最優先に考え、身体、知的、精神障害者相談員による相談事業の周知や、基幹相談支援センター※や相談支援事業所等を利用することにより、身近なところで相談支援ができる体制の整備を図っていくとともに、障がいのある人がより相談しやすい環境づくりをすすめ、相談者の自己選択・自己決定を促す丁寧な意思決定支援を実践します。 | 社会福祉課 |

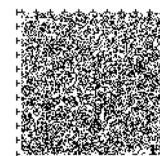


(3)生活を支援するサービスの充実

| 取り組み内容 | 所管課 |
|---|----------------|
| 障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関や障がい福祉サービス※事業所、当事者やボランティアの団体などと連携を図りながら、社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図ります。 | 社会福祉課 |
| 障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、自立支援ネットワーク※で協議を行い、住まいや生活の場の確保などの生活援助の充実を図ります。 | 社会福祉課 |
| 障がいのある人の生活の支援や、社会参加をより円滑にするため、移動支援の充実を図ります。 | 社会福祉課 |
| 地域での安定した安心な生活を送れるよう、生活保護制度や生活困窮者支援制度の適切な運用に努めていきます。 | 保護課 |
| 日常生活用具※や補装具※、各種手当などの給付の助成など、経済的支援の充実を図ります。 | 社会福祉課 |
| 障がいのある人を支援する家族介護者の休息の機会や、家族介護者同士で悩みなどを気軽に語り合える交流の場や機会について、関係機関と協力しながら、充実を図ります。 | 社会福祉課 |
| 障がいのある人の生活や就労などの支援を担う専門職(社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士など)について、その重要性や役割、養成の場や機会などに関する情報提供の充実を図りながら、人材の育成や確保のための取り組みをすすめます。 | 社会福祉課 学校教育課 |

(4)地域生活への移行支援の充実

| 取り組み内容 | 所管課 |
|--|-------|
| 住まいと生活の場に関する受け入れ条件が整えば病院や施設からの退院もしくは退所が可能な障がいのある人が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行し、定着するため、自立支援ネットワーク※で協議し、支援をすすめます。 | 社会福祉課 |



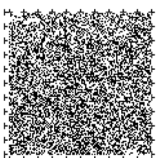
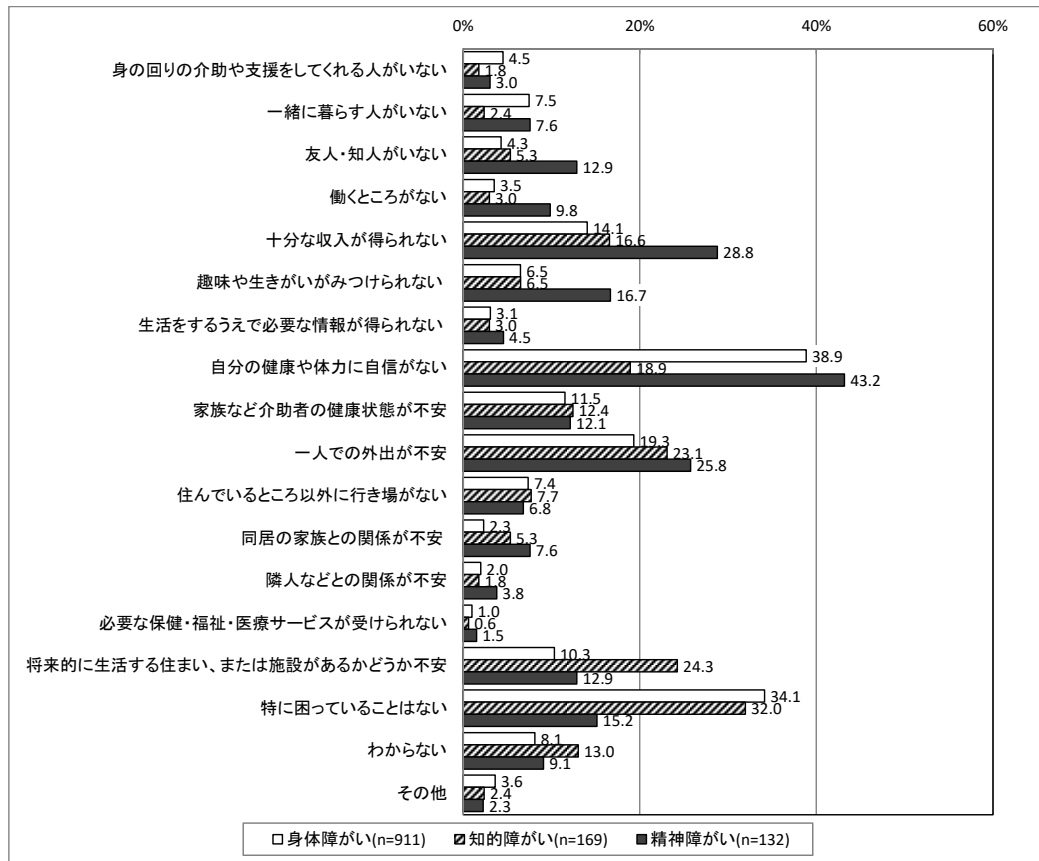
2 保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

○保健や医療のサービスをきちんと利用できる安心感ある地域生活の支援

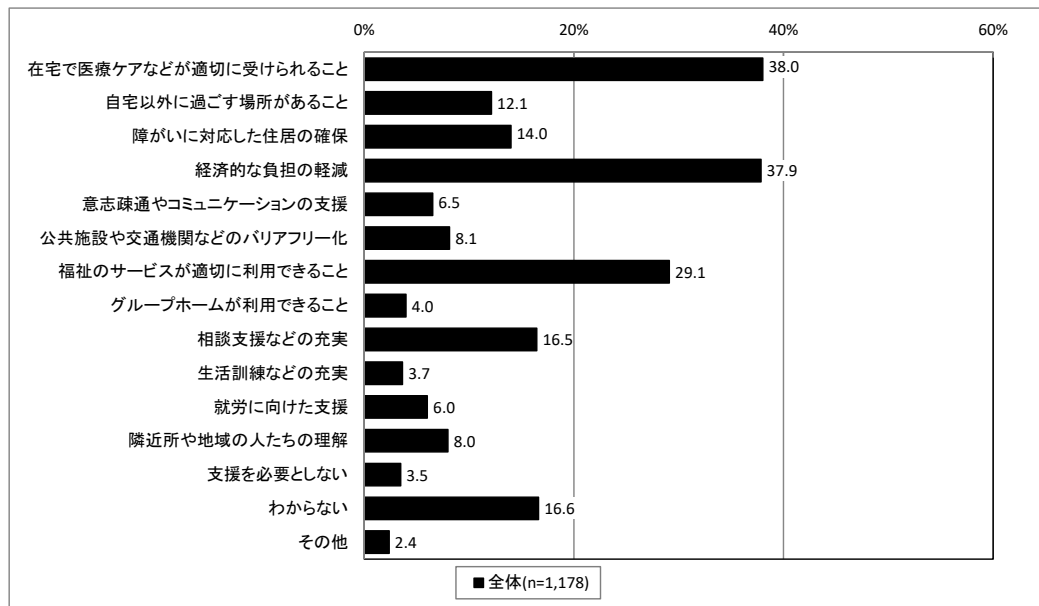
当事者アンケートにおいて、現在の生活で困っていることや不安なことについてたずねたところ、身体障がいのある人、精神障がいのある人において「自分の健康や体力に自信がない」と回答した人の割合が高くなりました。

《現在の生活で困っていることや不安なことについて》



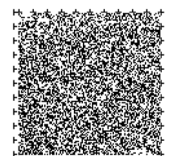
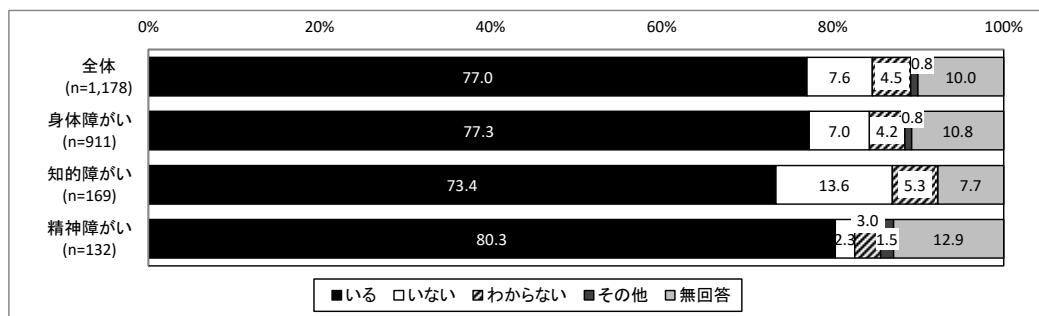
当事者アンケートにおいて、地域生活で求められる支援についてたずねたところ、「在宅での医療ケアなどが適切に受けられること」と回答した人の割合が38.0%と高くなりました。

《地域生活で求められる支援について》



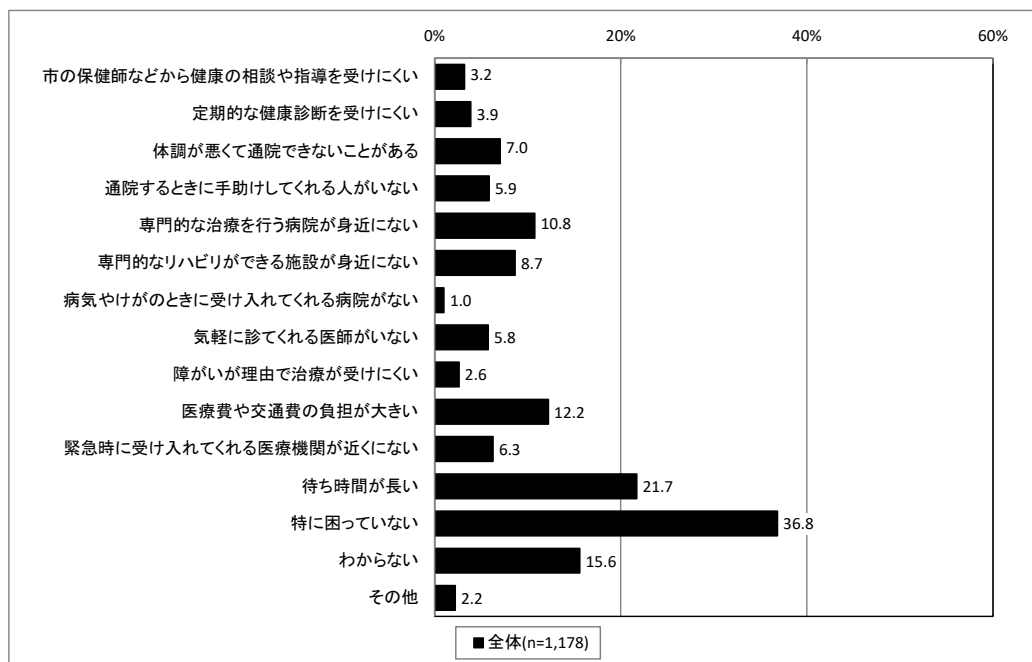
当事者アンケートにおいて、かかりつけ医の有無についてたずねたところ、いずれの障がいにおいても「いる」の割合が高くなりました。

《かかりつけ医の有無について》



また、保健や医療に関して困っていることでは、「待ち時間が長い」「医療費や交通費の負担が大きい」「専門的な治療を行う病院が身近にない」の割合が高くなりました。

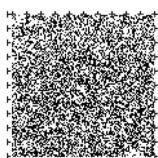
《保健や医療に関して困っていることについて》



【施策の方針】

保健や医療の面について安心感を持って地域社会での生活を続けていくことができる「共生社会※」の実現をめざします。そのために嘉麻市では、

- ①障がいの早期発見体制の充実を図り適切な支援につないでいきます。
- ②障がいの原因となる疾病などの予防・治療をすすめ、健康管理を支援します。
- ③障がいのある人や難病※を抱える人が、身近な地域で保健・医療サービスやリハビリテーション※を受けることができる施策や体制づくりをすすめます。
- ④精神保健・医療施策を推進します。
- ⑤難病※患者などへの支援の充実を図ります。



【具体的な施策】

(1)障がいの早期発見体制の充実と適切な支援

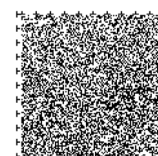
| 取り組み内容 | 所管課 |
|---|--------|
| 乳幼児健康診査などの母子保健事業や、保育所(園)や幼稚園などでの保育・教育活動において、障がいの早期発見のための体制の充実を図り、関係機関と連携を強化しながら早期療育*につなげます。 | 子育て支援課 |
| 障がい受容の観点などから、児童や保護者などの個々の状況に応じた相談支援を丁寧にすすめながら、適切な療育*支援につなげます。 | 子育て支援課 |

(2)障がいの原因となる疾病などの予防・治療の推進

| 取り組み内容 | 所管課 |
|--|-----|
| 障がいの悪化や原因となる疾病などを予防し、生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、各種検診(がん検診など)の受診や健康教育、健康相談などを実施します。 | 健康課 |
| 障がいのある人の健康づくりを支援するため、本人や家族などに対する日常的な健康管理や健康づくりに関する知識の普及や情報の提供、受診しやすい健診体制の整備、健康相談、保健指導の充実に努めます。 | 健康課 |

(3)保健・医療サービスやリハビリテーション*の充実

| 取り組み内容 | 所管課 |
|---|--------------|
| 障がいのある人が、障害者差別解消法*に基づく合理的配慮*の考え方を踏まえつつ、身近な地域で、いつでも必要かつ適切な切れ目のない保健・医療サービスを受けることができるよう、関係機関との連携を強化しながら、体制づくりに努め、在宅での医療ケアの充実について広域的に取り組んでいきます。 | 健康課 社会福祉課 |
| 地域での自立した生活を支えていくため、障がいの程度に応じた継続的かつ総合的な治療や訓練を提供できるよう、関係機関との連携のもと、地域におけるリハビリテーション*体制の充実に努め、在宅での医療ケアの充実について広域的に取り組んでいきます。 | 健康課 社会福祉課 |

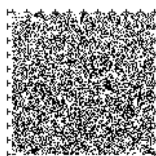


(4)精神保健・医療施策の推進

| 取り組み内容 | 所管課 |
|--|--------------|
| 精神障がいに対する正しい理解を促進するために、講演会や刊行物の配布などの広報活動を通して、普及啓発に努めます。また、うつ病などの早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、住民への普及啓発や相談支援の充実を図るとともに、精神科医療機関と他の医療機関との連携をすすめます。 | 健康課 社会福祉課 |
| 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、医療機関、福祉事務所、相談支援事業所などの関係機関間の連携を強化し、きめ細かい支援が必要な人に対応できる体制づくりをすすめます。また、社会福祉協議会のひきこもり相談支援、飯塚圏域においてコーディネーターを配置し、ひきこもり状態にある人やその家族への支援をすすめます。 | 社会福祉課 |
| 精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域活動支援センター※や相談支援事業所などによる日常的なかかわりなどとともに、関係機関と連携した支援体制づくりをすすめます。 | 社会福祉課 |

(5)難病※患者などへの支援の充実

| 取り組み内容 | 所管課 |
|--|--------------|
| 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所および福祉事務所が連携し、医療機関と協力しながら、専門的な情報提供や相談支援の強化に努めます。また、必要に応じ「福岡県難病相談支援センター※」につなぎます。 | 健康課 社会福祉課 |
| 難病※患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健および医療、福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めます。 | 健康課 社会福祉課 |



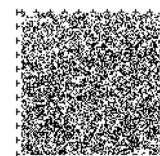
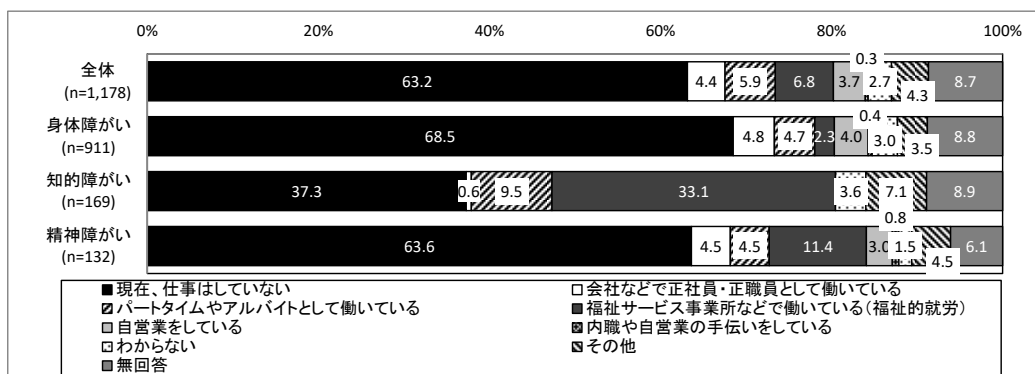
3 雇用と就労の充実

【現状と課題】

○障がいのある人の就労支援や就労を継続していくための支援

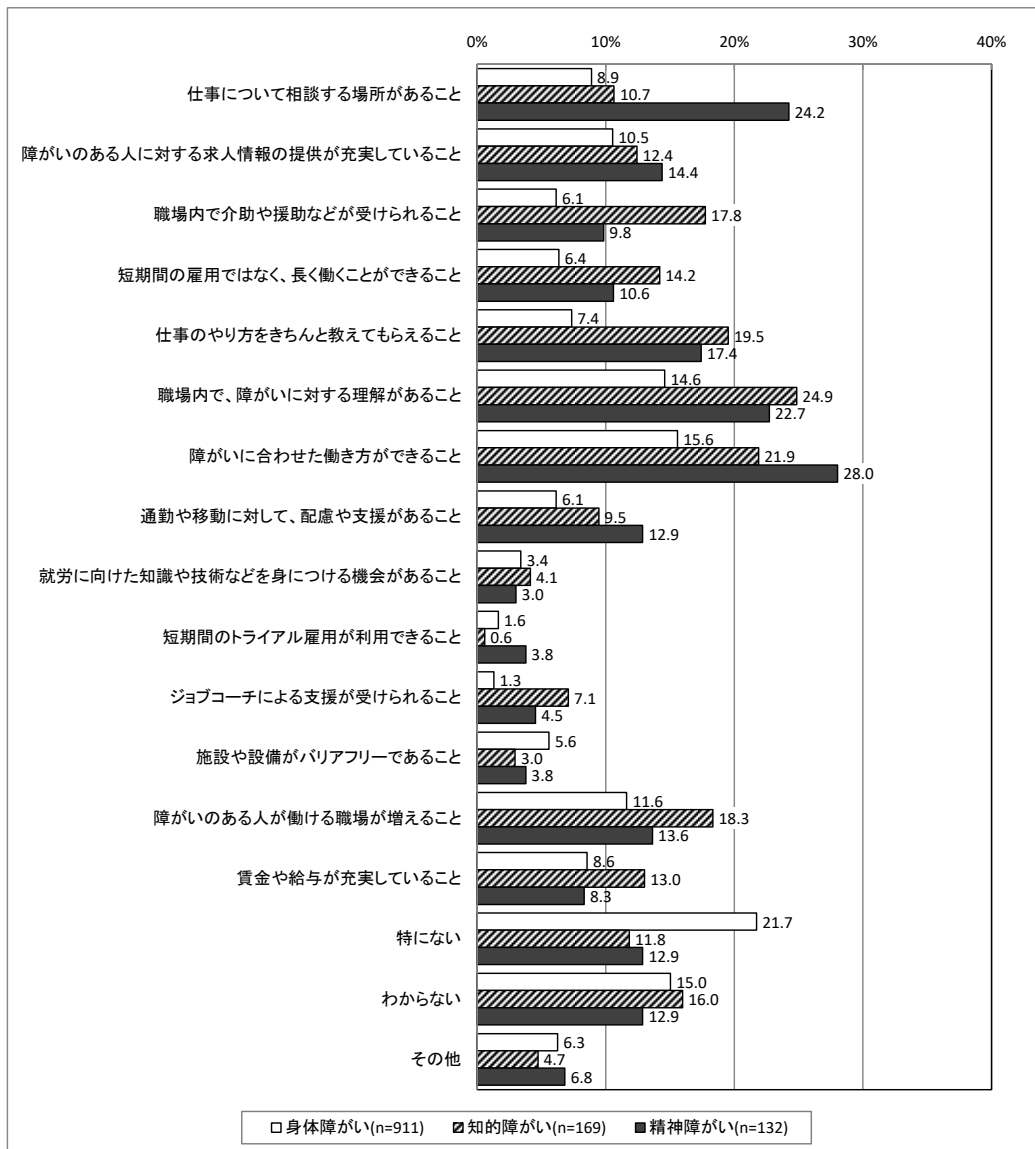
当事者アンケートにおいて、現在の仕事についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「現在、仕事はしていない」の割合が高くなりました。これは、障がいのある人の回答者の7割が60歳以上と高齢化がすすんでいることから、就労している人の割合が低くなっていることが要因と考えられます。また、知的障がいのある人では「福祉サービス事業所などで働いている(福祉的就労※)」と回答した人の割合が他と比較して高くなりました。

《現在の仕事について》

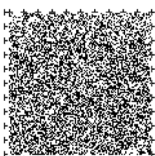


働く場合に求める配慮についてたずねたところ、いずれの障がいのある人も、「職場内で、障がいに対する理解があること」、「障がいに合わせた働き方ができること」の割合が高くなっており、精神障がいのある人では、「仕事について相談する場所があること」も高くなっています。

《働く場合に求める配慮について》



当事者アンケートのできる限り対応してほしい配慮では、「探す機会が多様にあること」、「収入が一定であること」、「障がい者枠で採用された人への理解」などの意見がありました。



福祉団体ヒアリングでは、「障がい者に合う職業を見つけ出すことが難しい」、「就労支援の在り方に問題があり、継続して就労するためには就労支援A型とB型の中間のような就労支援が必要」との意見がありました。

課題把握調査では、「就業訓練などの充実」や「就労支援サポート体制の充実」、「就労支援員が圧倒的に少ない」、「就労施設の充実」などの就労支援に関する意見のほか、「障がいのある人の就労の場を増やす」、「受け入れ企業が少ない」、「就労するための場や交通手段の整備が必要」、「受け皿、企業への働きかけが必要」などの就労先の企業に関する意見がありました。また、「具体的な仕事内容やどういう人材を求めているのかを分かりやすく表示する」、「受け入れ先企業への専門家の派遣等も必要」、「いろいろな形態の就労機会の横のつながり」、「就労後のバックアップ体制の必要性」などの意見がありました。

【施策の方針】

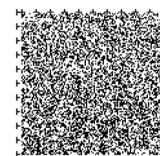
仲間とともに働き、活動することで、生きがいを実感できる「共生社会[※]」の実現をめざします。そのために嘉麻市では、

- ①一般就労[※]を希望する障がいのある人ができる限り就労でき、さらに就労が継続できるように支援します。
- ②障がいのある人の雇用・就労に関する総合的な相談支援体制づくりを進めます。
- ③障がいのある人の雇用・就労機会の拡充に努めます。
- ④福祉的就労[※]の場が充実したものになるように支援します。

【具体的な施策】

(1)就労支援の推進

| 取り組み内容 | 所管課 |
|---|----------------|
| 国や県の雇用促進事業との連携をより密にしながら、法定雇用率の順守、不当な差別的取り扱いや合理的配慮 [※] の不提供の禁止などをはじめ、障がいのある人の雇用促進と障がいのある人が働きやすい職場環境づくりをすすめるため、住民や事業者、関係団体などに対する啓発活動の充実を図ります。 | 人事秘書課 社会福祉課 |
| 一般企業や事業所への就労や就労移行支援 [※] など、障がいのある人の雇用や就労に関する多面的で実効性のある支援をすすめていくため、関係機関と連携を図りながら、就労支援体制を強化するとともに、就労の意向があるにもかかわらず就労できない障がいのある人のため、障害者雇用促進法に基づき、企業への働きかけをすすめます。 | 社会福祉課 |



(2)雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実

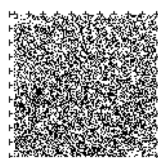
| 取り組み内容 | 所管課 |
|--|-------|
| 障がいのある人の就職や職業能力の習得と向上、就職後の安定就労などを図るため、情報提供や相談支援の体制づくりをすすめます。 | 社会福祉課 |
| 相談機能の充実を図ることで、就職を希望する特別支援学校※卒業生や就労移行支援事業所の通所者などの就業を促進します。 | 社会福祉課 |

(3)雇用・就労機会の拡充

| 取り組み内容 | 所管課 |
|---|----------------|
| 産業振興課や自立支援ネットワーク※と連携しながら、障がいのある人の雇用促進の支援の取り組みを検討します。 | 産業振興課 社会福祉課 |
| 計画的な市職員採用選考試験の実施や多様な任用形態の活用により、民間企業に率先して障がいのある人たちの雇用の推進を図ります。 | 人事秘書課 |

(4)福祉的就労※の場の充実

| 取り組み内容 | 所管課 |
|--|-------|
| 身近な地域において、自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによる生きがいの創出を目的とした福祉的就労※の場などの充実を図ります。 | 社会福祉課 |
| 就労継続支援B型事業所※などの障害者就労施設への優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより一層すすめるとともに、障害者就労施設がかかわる物品の販売などに積極的に取り組みます。 | 全課 |



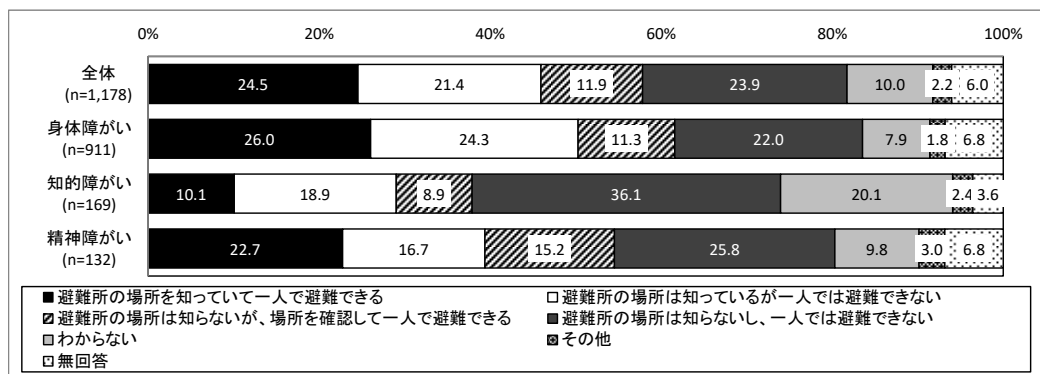
4 安心・安全対策の推進

【現状と課題】

○災害時の避難行動支援の体制づくり

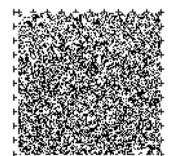
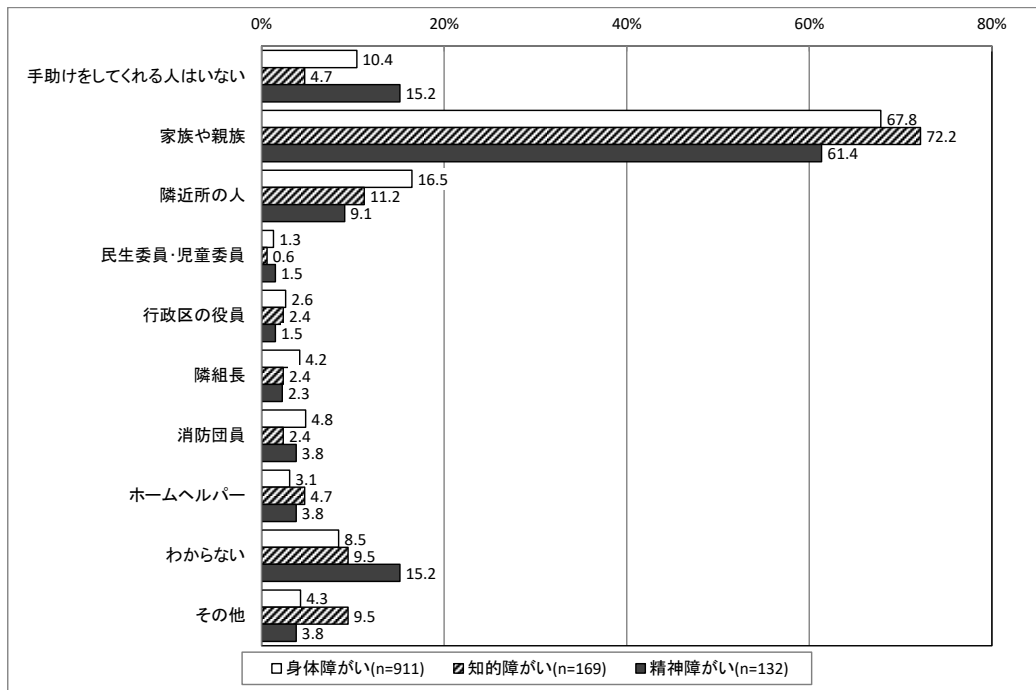
当事者アンケートにおいて、災害が起こったときや起こりそうなときの一人での避難所へ避難についてたずねたところ、知的障がいのある人、精神障がいのある人において「避難所の場所は知らないし、一人では避難できない」の割合が高く、特に知的障がいのある人は他と比較して高くなりました。

《災害時の一人での避難所へ避難について》



また、家にいるとき、災害のため避難が必要になる際、手助けをしてくれる人についてたずねたところ、いずれの障がいにおいても「家族や親族」の割合が6割以上と高くなりました。

《家にいるとき、災害のため避難が必要になる際、手助けをしてくれる人について》

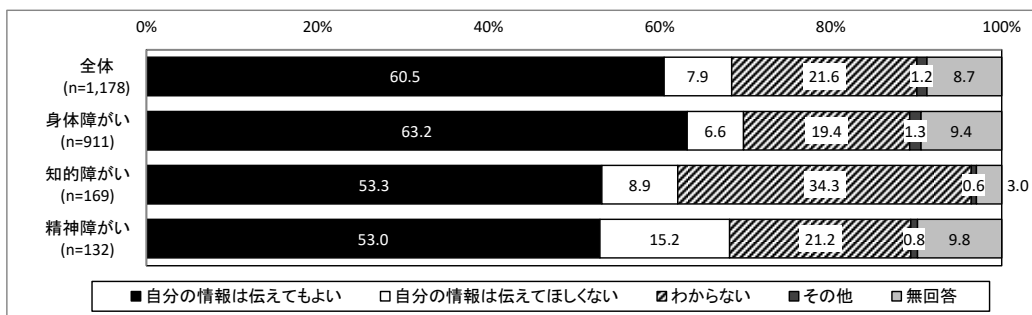


課題把握調査では、「普段からの災害訓練の実施」、「ハザードマップや避難できる場所や方法を事前に伝えておくなど避難場所などの情報の提供」、「障がい・障がいのある子どもや家族が安心して避難できる障がいに対応した避難所などの体制整備」などといった意見がありました。

○避難行動のための支援が必要な方の把握

当事者アンケートにおいて、障がいに関する情報を了承する範囲で市役所や行政区などに事前に伝えることについてたずねたところ、いずれの障がいにおいても「自分の情報は伝えてよい」の割合が高く、約半数となりました。一方、精神障がいのある人では「自分の情報は伝えてほしくない」と回答した人の割合が他と比較して高くなりました。

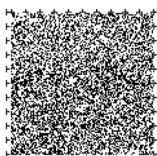
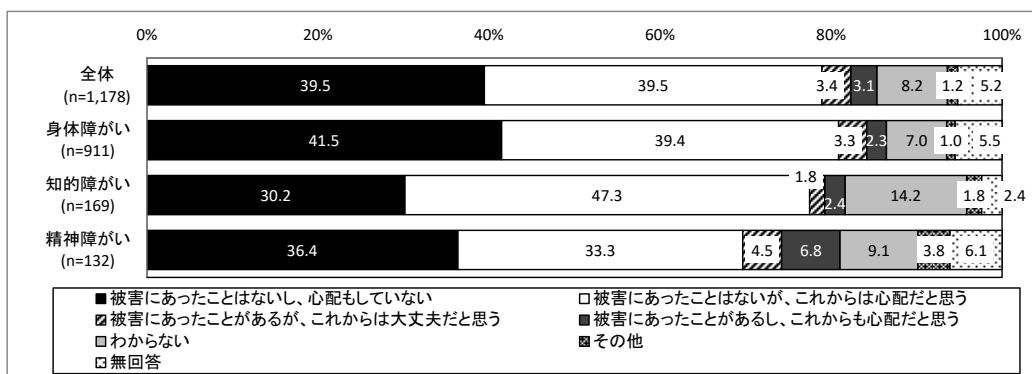
《障がいに関する情報を了承する範囲で市役所や行政区などに事前に伝えることについて》



○消費者トラブルを未然に防ぐための被害防止のための取り組み

当事者アンケートにおいて、訪問販売や通信販売などでだまされて、消費者被害にあった経験についてたずねたところ、身体障がいのある人、精神障がいのある人では「被害にあったことはないし、心配もしていない」と回答した人の割合が高くなりましたが、知的障がいのある人では「被害にあったことはないが、これからは心配だと思う」と回答した人の割合が高くなりました。また、精神障がいのある人において「被害にあったことがあるし、これからも心配だと思う」と回答した人の割合が他と比較して高くなりました。

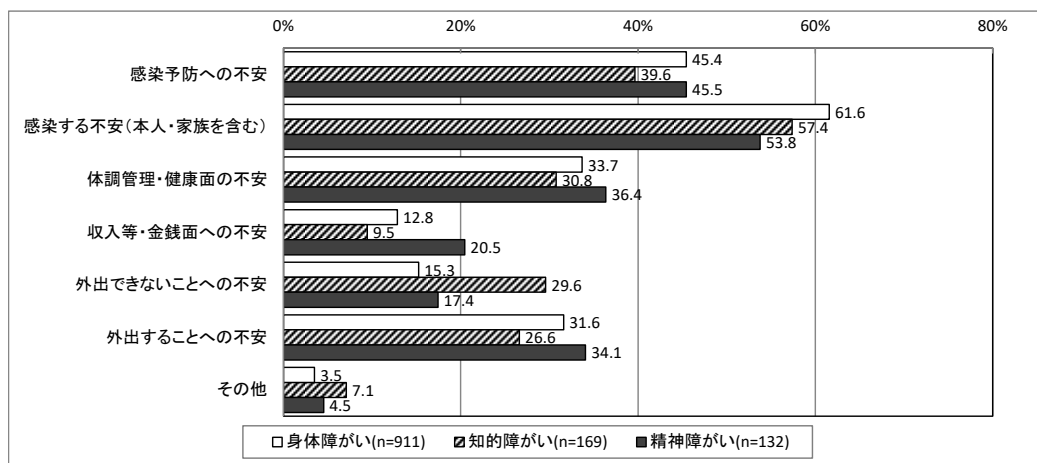
《訪問販売や通信販売などでだまされて、消費者被害にあった経験について》



○安全・安心して生活できるための感染症対策

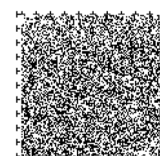
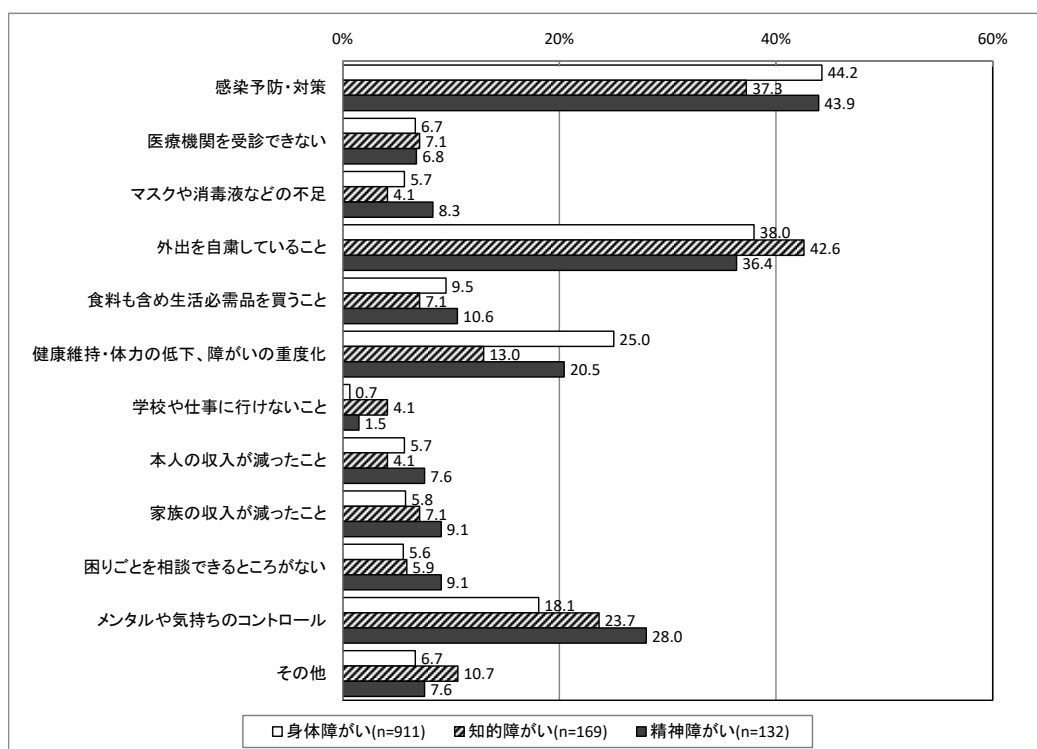
当事者アンケートにおいてコロナ禍で不安に感じていることについてたずねたところ、いずれの障がいにおいても「感染する不安(本人・家族を含む)」の割合が高くなっていますが、知的障がいのある人では「外出できないことへの不安」と回答した人の割合が他と比較して高くなりました。

《コロナ禍で不安に感じていること》



また、コロナ禍で不安に感じていることについてたずねたところ、いずれの障がいのある人も、「感染予防・対策」「外出を自粛していること」が高くなっていますが、身体障がいのある人は「健康維持・体力の低下、障がいの重度化」、知的障がいのある人は「外出を自粛していること」、精神障がいのある人は「メンタルや気持ちのコントロール」の割合が高くなりました。

《コロナ禍で不安に感じていること》



福祉団体ヒアリングでは、「外出の制限などによる引きこもりの増加」、「ワクチン接種などに対する理解の必要性」との意見がありました。

課題把握調査では、「ワクチン接種等の申請の仕方がわからない」、「ワクチンを気軽に打てる環境作り」、「早期のワクチン接種」などワクチン接種に関する意見がありました。また、「うがい、手洗い、消毒液と三密の意味をきちんと教える」、「マスクを着用したくてもできない人がストレスを感じずに過ごせるような取り組み」などマスク着用などのコロナウイルス対策に関する意見がありました。

【施策の方針】

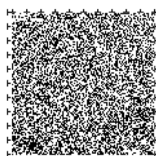
災害時などにも強い不安を感じることなく、安全に安心して生活することができる「共生社会※」の実現をめざします。そのために嘉麻市では、

- ①安心できる地域生活のために、災害時における避難行動などの支援体制づくりをすすめます。
- ②災害時の多様な情報伝達の実施に努めます。
- ③障がいのある人が、財産権侵害となる悪徳商法などによる消費者トラブルに巻き込まれることがないように、被害防止のための取り組みをすすめます。
- ④新型コロナウイルス感染症等の流行を踏まえ、これら感染症への障がいのある人の感染防止を図るとともに、外出機会の減少などが生じないよう感染症対策に努めます。

【具体的な施策】

(1)災害時の避難行動支援体制の充実

| 取り組み内容 | 所管課 |
|--|--------------------------|
| 災害対策基本法※に基づき、障がいのある人などの要配慮者のうち、災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人たちについて、災害が起きたときの円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人たち(避難行動要支援者※)の把握に努めます。 | 防災対策課 社会福祉課 |
| 災害時を想定し、定期的な避難訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織や避難行動要支援者※を支援する人たち、障がい福祉サービス※事業所などと、市の福祉・消防・防災部門が連携を強化しながら、支援が必要な障がいのある人への緊急通報から避難誘導に至るまでの地域をあげた支援体制の確立に努めます。 | 防災対策課 社会福祉課 |
| 民生委員、ケアマネージャー、相談支援事業所など支援関係者と連携し、個別支援計画の作成をすすめます。 | 防災対策課 高齢者介護課 社会福祉課 |



| 取り組み内容 | 所管課 |
|--|--------------------------|
| 災害時に一般避難所での生活が困難な障がいのある人の受け入れ先として、民間福祉施設が活用できるよう、施設側との協議をすすめ、介護施設、障がいや施設等と福祉避難所協定を進めていきます。 | 防災対策課 高齢者介護課 社会福祉課 |
| 見守りや声かけなど、地域における福祉活動による避難行動要支援者※と日常的なかかわりを深める取り組みを支援します。 | 社会福祉課 |

(2)災害時の多様な情報伝達の実施

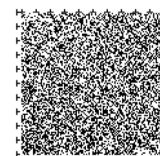
| 取り組み内容 | 所管課 |
|---|-------------------------|
| 災害時の避難行動にかかわる災害・避難情報の伝達については、防災行政無線やホームページ、LINE や twitter などの SNS、緊急速報メールや防災メールまもるくん、ケーブルテレビや報道機関、ファックスやメールなどの電子媒体などを活用し、さまざまな障がい特性に応じた方法や手段の多様化、またその利用を促すための周知に努めます。 | 防災対策課 人事秘書課 社会福祉課 |

(3)消費者被害や犯罪・事故などの防止

| 取り組み内容 | 所管課 |
|--|-------|
| 障がいのある人は情報の入手や意思表示、判断、コミュニケーションなどに支援を必要とする場合があり、消費者被害に巻き込まれないよう、消費生活相談員と連携を図り、広報紙やホームページなどを通じた訪問販売知識の周知徹底や悪徳商法などの消費者被害防止に向けた情報提供に努めます。 | 産業振興課 |
| 障がいのある人がニセ電話詐欺などの犯罪や交通事故の被害にあわないよう、警察や関係機関と連携しながら防犯および交通安全意識の啓発に努めます。 | 防災対策課 |

(4)感染症対策に係る体制の整備

| 取り組み内容 | 所管課 |
|---|-----|
| 新型コロナウイルス等への感染を防ぐため、外出先や各家庭で行えるセルフケアの方法等に関して、ホームページや広報紙等を通じて周知、啓発を行います。 | 健康課 |
| 市役所などの公共施設によるソーシャルディスタンスの確保やマスクの着用、消毒液の設置などの感染症対策を徹底します。 | 全課 |



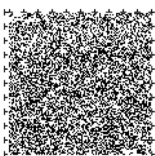
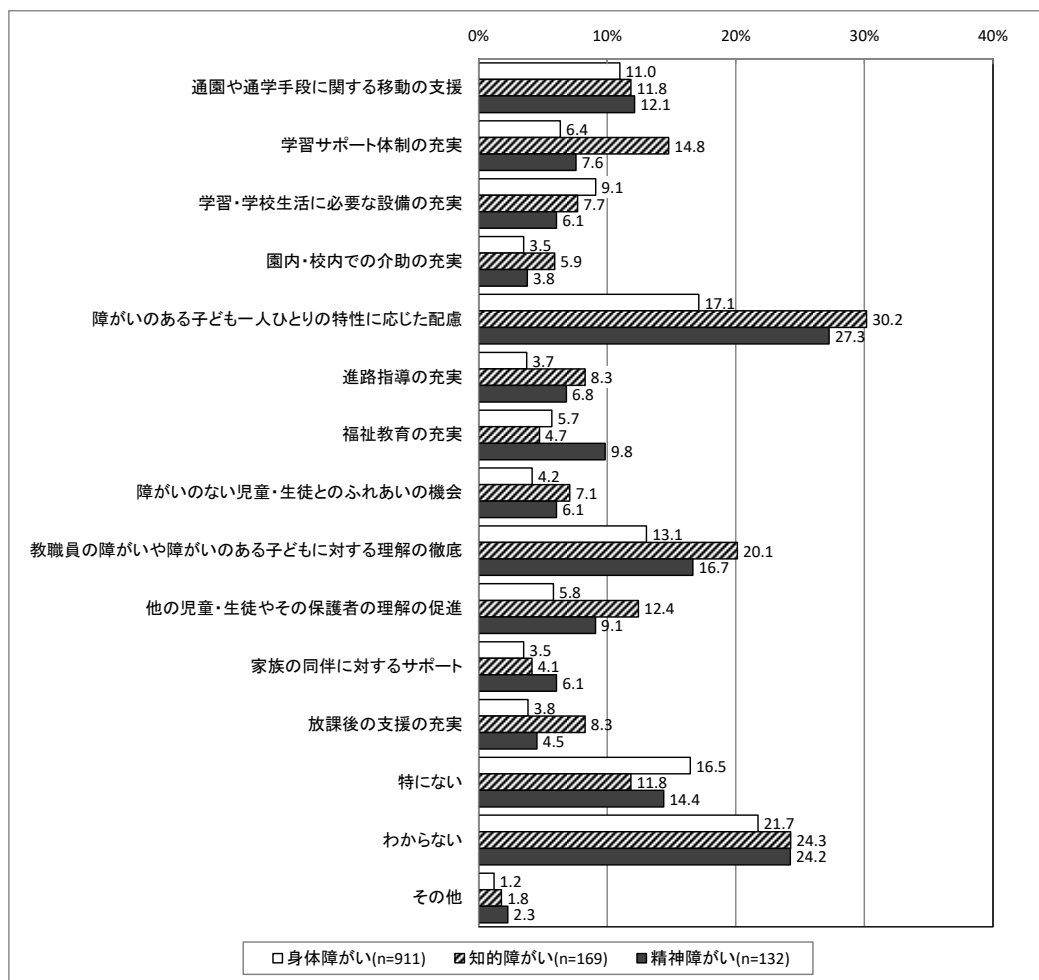
1 療育※と教育の充実

【現状と課題】

○障がいのある子どものための療育※や教育に関する場や機会の充実

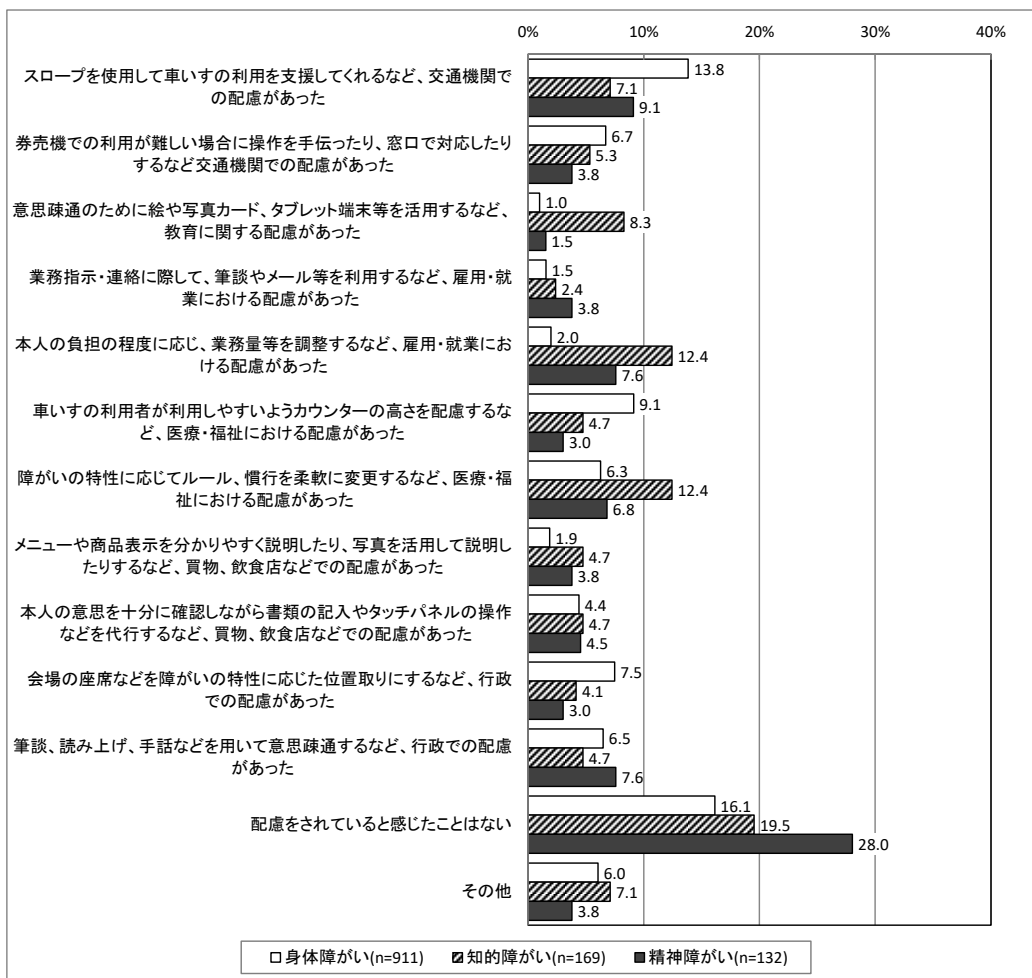
当事者アンケートにおいて、学校や保育所(園)・幼稚園での生活を送るうえで必要なことについてたずねたところ、いずれの障がいにおいても「障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた配慮」の割合が高く、特に知的障がいでは他と比較して高くなりました。また、知的障がいでは「教職員の障がいや障がいのある子どもに対する理解の徹底」の割合も他と比較して高くなりました。

《障がい福祉サービス※の利用状況について》

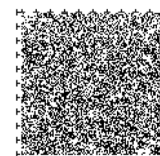


また、教育に関する配慮をされていると感じられたことでは、知的障がいのある人において「意思疎通のために絵や写真カード、タブレット端末等を活用するなど、配慮があった」とした回答が高くなりました。

《配慮をされていると感じられたことについて》



福祉団体ヒアリングでは、「共生社会※」の実現に向けたインクルーシブ教育システムの着実な構築と、基礎的な環境の整備」を望む意見がありました。



【施策の方針】

適切な療育^{*}と教育の場や機会を充実させ、また、学校教育施設のバリアフリー^{*}化をすすめることで、障がいのある子どもの社会参加が促進される「共生社会^{*}」の実現をめざします。そのために嘉麻市では、

- ①就学前から就学期における相談支援体制の充実を図ります。
- ②療育^{*}の場や機会の充実を図ります。
- ③障がいのある児童・生徒が、合理的な配慮による必要な支援のもと、それぞれの特性に応じた十分な教育を受けることができるように努めます。
- ④学校において、障がいのある子どもの有する可能性を活かした進路指導の充実を図ります。
- ⑤学校教育施設のバリアフリー^{*}化をすすめます。

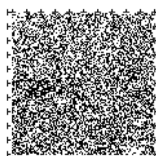
【具体的な施策】

(1)就学前から就学期における相談支援体制の充実

| 取り組み内容 | 所管課 |
|--|------------------------------------|
| 就学前から就学期における一貫したかかわりと相談支援体制を関係機関と連携しながら充実させ、学校を卒業した後の生活支援につないでいきます。 | こども育成課 子育て支援課 学校教育課 社会福祉課 |
| 発達障がい [*] など、多様化する児童生徒が抱える障がいに対し、専門的な相談支援ができる体制づくりを関係機関と連携を強化しながらすすめます。 | 子育て支援課 学校教育課 社会福祉課 |

(2)療育^{*}の場と機会の充実

| 取り組み内容 | 所管課 |
|--|-----------------|
| 障がいのある子どもの育児にかかる相談体制の充実に努めるとともに、より身近な地域において適切な療育 [*] を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育 [*] の場や機会の確保に努めます。 | 子育て支援課 社会福祉課 |
| 療育の場や機会が、就学前のみならず、学齢期に入ってからも一定期間適切な療育 [*] を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育 [*] の場や機会の確保に努めます。 | 子育て支援課 社会福祉課 |



(3) 幼児期や学齢期でのともに育つ場と学校教育の充実

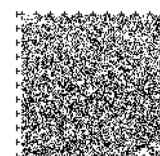
| 取り組み内容 | 所管課 |
|---|--------|
| 共に育つ場や機会を確保するため、保育所(園)における障がいのある子どもの受け入れの促進を支援します。 | こども育成課 |
| 小中学校において、特別支援学級※の児童生徒が通常学級と一緒に学習したり、学校行事や部活動などの場で交流するなど、共に学ぶ環境づくりをすすめます。 | 学校教育課 |
| 障がいのある児童生徒について、人権に配慮した教職員の正しい理解を深めるとともに、障害者差別解消法※に基づく合理的配慮※の考え方を踏まえ、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるよう特別支援教育※の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 発達障がい※など、多様化する児童生徒が抱える障がいに対し、人権に配慮した専門的な対応ができるよう、小中学校における教職員研修の充実を図ります。 | 学校教育課 |

(4) 学校における進路指導の充実

| 取り組み内容 | 所管課 |
|--|-------|
| 障がいのある児童生徒の有する可能性を活かし、自立と社会参加がすすめられるよう、成長段階に応じた適切な進路指導の充実努めるとともに、多様な進路の確保について、関係機関に働きかけます。 | 学校教育課 |

(5) 学校教育施設のバリアフリー※化の推進

| 取り組み内容 | 所管課 |
|---|----------------|
| 障がいのある児童生徒が学校での学習や生活面で支障をきたさないよう、多目的トイレやスロープの設置などのバリアフリー※化や、介助者などの人的配置の充実を図るとともに、災害時の避難場所として利用を考慮し、学校教育施設のバリアフリー※化をすすめます。 | 教育総務課 学校教育課 |



2 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実

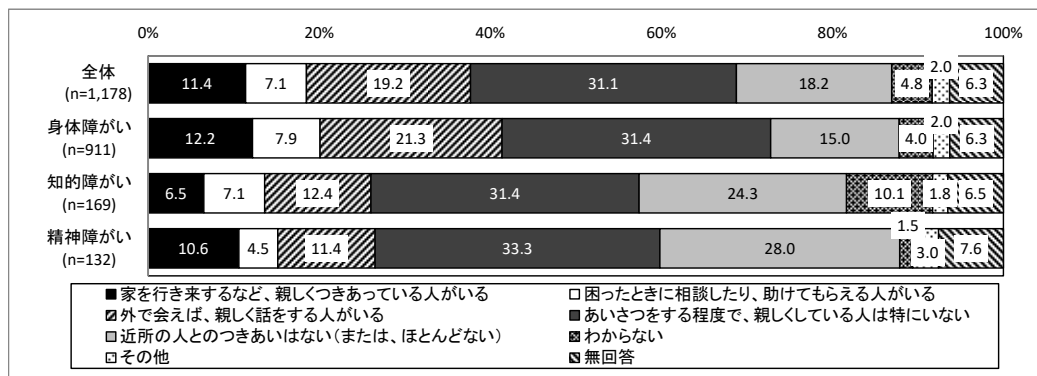
【現状と課題】

○誰もが気軽に参加できる地域での行事や交流の場や機会の創出

当事者アンケートにおいて、近所づきあいの様子についてたずねたところ、いずれの障がいにおいても「あいさつをする程度で、親しくしている人は特にいない」の割合が高く、特に、知的障がいのある人、精神障がいのある人では「近所の人とのつきあいはない(または、ほとんどない)」の割合が高くなりました。

また、前回調査と比較して、「あいさつをする程度で、親しくしている人は特にいない」「近所の人とのつきあいはない(または、ほとんどない)」の割合が増加していることから、近所づきあいの希薄化がみられます。

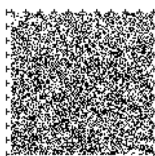
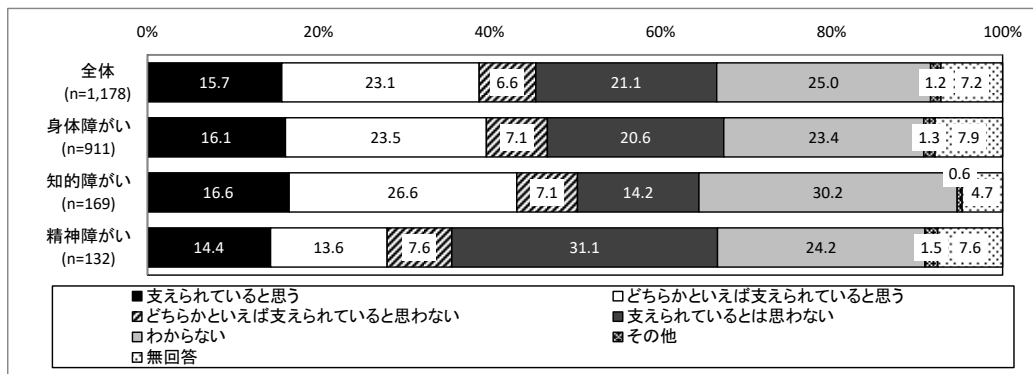
《近所づきあいの様子について》



地域の人たちに支えられているという実感についてたずねたところ、身体障がいのある人、知的障がいのある人において「どちらかといえば支えられていると思う」の割合が高くなりました。また、精神障がいのある人では「支えられているとは思わない」の割合が高くなりました。

前回調査と比較すると、「支えられていると思う」の割合が減少し、「支えられているとは思わない」の割合が増加していることから地域での支え合いが低下していると思われる。

《地域の人たちに支えられているという実感について》



課題把握調査では、障がいのある人の地域でのかかわりの様子について、「障がいに対する偏見や差別が残っていると感じることもあることから地域全体で障がいを知り、受け入れていく体制が必要」、「障がい・障がいのある子どもに対しての偏見や思い込みをなくすため、もっと地域の住民に知ってもらう機会が必要」、「高齢化に伴い、地域のつながりも薄くなり、周りの支援を受けにくい状況になってきた」という意見がありました。

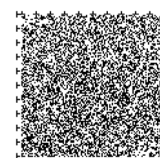
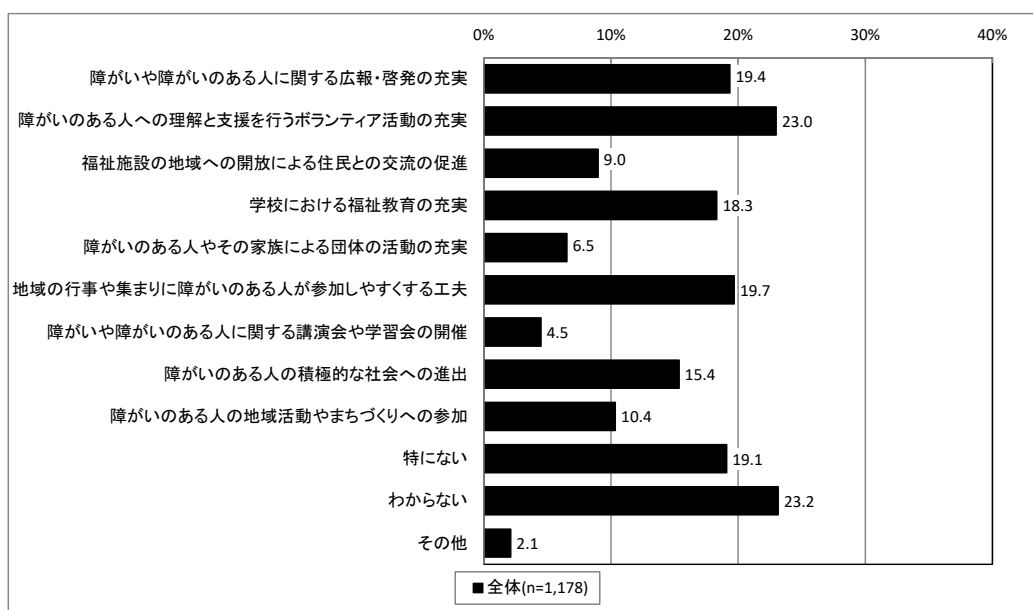
○障がいのある人やその家族が組織する団体への支援

福祉団体ヒアリングでは、「若い方に入会者が少なく、高齢化が進んでおり、会員が急速に減少している」、「会員の高齢化により活動が厳しい」や「団体の活動のことを市広報で取り上げてほしい」などの意見がありました。

○障がいのある人への理解と支援を担うボランティアの育成と活動への支援

当事者アンケートにおいて、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるために必要だと思うことについてたずねたところ、「わからない」を除くと「障がいのある人への理解と支援を行うボランティア活動の充実」、「地域の行事や集まりに障がいのある人が参加しやすくする工夫」の割合が高くなりました。

《障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるために必要だと思うことについて》



【施策の方針】

地域での交流の機会やスポーツ・文化活動への参加の機会を充実させ、障がいのある人の社会参加が促進される「共生社会^{*}」の実現をめざします。そのために嘉麻市では、

- ①地域において、障がいのある人たちとの交流の機会を広め、理解を深めていく取り組みを支援します。
- ②障がいのある人が、円滑にスポーツやレクリエーション、文化活動などを行うことができるような環境整備をすすめます。
- ③障がいのある人やその家族の団体の活動を支援します。
- ④障がいのある人の社会参加を支援するボランティアの育成や活動を支援します。

【具体的な施策】

(1)地域での交流の機会の充実

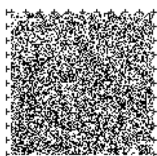
| 取り組み内容 | 所管課 |
|---|-------|
| 障がい者団体の支援を行うことにより、交流できる場や支援の機会を広げ、社会福祉協議会や民生委員児童委員の見守り活動などの体制づくりを促進します。 | 社会福祉課 |

(2)スポーツ・文化活動への参加の機会の充実

| 取り組み内容 | 所管課 |
|--|------------------------------------|
| 障がいのある人が、さまざまなスポーツ・文化活動、市が実施する行事やイベントなどに参加できるよう、条件整備や支援人材の育成などに取り組み、活動の機会や参加の機会の拡大を図るとともに、生涯を通じて学習できる機会の確保に努めます。 | スポーツ推進課 産業振興課 生涯学習課 社会福祉課 |
| スポーツ推進委員に対し、障がい者スポーツへの知識・指導力の向上を図るため、障がい者スポーツ指導員養成研修会等への参加を促します。 | スポーツ推進課 |

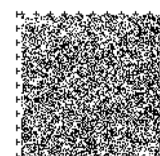
(3)障がいのある人やその家族の団体の支援

| 取り組み内容 | 所管課 |
|--|-------|
| 障がいのある人やその家族の団体が取り組む活動の情報発信を支援し、団体への新規加入者の勧誘を応援するとともに、住民や事業者などに対し、活動への理解や行事への参加を促進します。 | 社会福祉課 |
| 障がいのある人やその家族の団体の主体性を尊重しながら、団体の運営費や福祉大会などへの参加補助などにより活動を支援します。 | 社会福祉課 |



(4) ボランティアの育成と活動の支援

| 取り組み内容 | 所管課 |
|---|----------------|
| 障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽にボランティア活動に参加できるよう、ボランティア活動に関する情報提供の充実を図ります。 | 企画財政課 社会福祉課 |
| 障がいのある人の社会参加を促すため、コミュニケーション支援や移動支援などにかかわるボランティアの育成について、関係機関と協力しながらすすめます。 | 社会福祉課 |
| 障がいのある人の社会参加を促すため、コミュニケーション支援や移動支援などにかかわるボランティア活動を行っている団体について、関係機関と協力しながら支援します。 | 社会福祉課 |



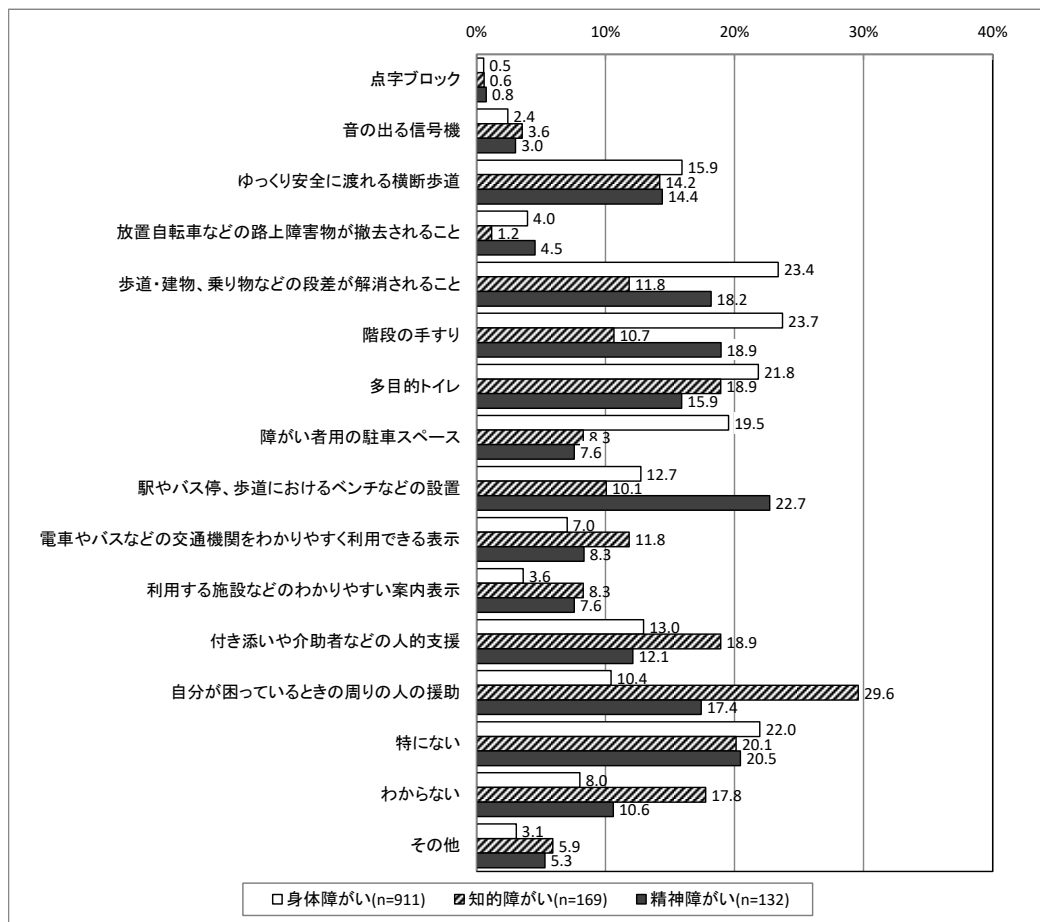
3 生活環境の整備

【現状と課題】

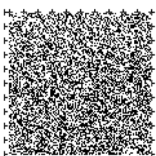
○建築物や公共交通機関のバリアフリー※化の推進

当事者アンケートにおいて、外出することを考えたとき、充実してほしいことについてたずねたところ、身体障がいのある人では「階段の手すり」「歩道・建物、乗り物などの段差が解消されること」「多目的トイレ」と回答した人が他と比較して高く、知的障がいのある人では「自分が困っているときの周りの人の援助」と回答した人が他と比較して高くなりました。また、精神障がいのある人では「駅やバス停、歩道におけるベンチなどの設置」の割合が高くなりました。

《外出することを考えたとき、充実してほしいことについて》



また、当事者アンケートのできる限り対応してほしい配慮では、「車いすの利用での施設や公道の全てのバリアフリー※」、「住環境の改善やバリアフリー※化」、「障がい者用駐車スペースでの駐車マナーの徹底」、「車いすで通行しやすい道路環境の整備」、「車いすでの利用が容易なバスなどの公共交通機関」などの意見がありました。



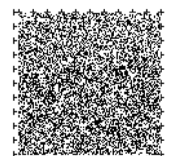
福祉団体ヒアリングでは、「障害者用の駐車スペースに健常者が駐車していて困る」、「障がい者雇用として探したところにエレベーターがなかったり、車椅子用トイレがなかったりと車椅子でも働ける所が少ない」、「障がい者用駐車場のスペースが狭いため、車椅子の場合乗り降りに困難を感じる」などの意見がありました。

課題把握調査では、自立した生活を支援していくための課題として、「建物のバリアフリー※化などの環境の整備」という意見がありました。

【施策の方針】

バリアフリー※化をすすめるなど、生活や活動の場が、障がいのある人にとって配慮された環境に整えられることで、社会参加が促進される「共生社会※」の実現をめざします。そのために嘉麻市では、

- ①建築物、公共交通機関などのユニバーサルデザイン※化、バリアフリー※化をすすめるとともに、身体障がい者用の駐車スペースなどのマナーについてより一層強化します。
- ②障がいのある人が安全に安心して生活できる住環境の整備をすすめます。



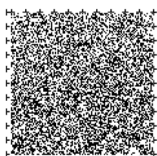
【具体的な施策】

(1)福祉環境整備の促進

| 取り組み内容 | 所管課 |
|--|--------------------------------|
| 障がいのある人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携や協力を求めながら、公共施設や民間施設の建築物のバリアフリー※化やユニバーサルデザイン※化をすすめるとともに、道路交通環境や公共交通機関の整備、改善に努めます。 | 総務課 土木課 地域活性推進課 社会福祉課 |
| 道路の改良においては、安全かつ円滑な通行が確保できるようバリアフリー※化を実施します。 | 土木課 |
| 点字誘導ブロック上に物を置かないことや身体障がい者用駐車スペースの適切な利用について、広報啓発活動を強化していくとともに、公共施設では、利便性が高い場所に余裕を持った適切な駐車スペースの確保をすすめます。 | 施設管理所管課 |
| 障がいのある人の地域での活動や行事への参加を促すために、公共施設について段差解消などのバリアフリー※化を実施します。 | 施設管理所管課 |
| 市内のバリアフリー※情報を掲載したバリアフリーマップ※を作成し、適宜更新しながら、周知、活用を促進するとともに、バリアフリー※に関する意識の向上を図ります。 | 社会福祉課 |

(2)住宅・住環境整備の推進

| 取り組み内容 | 所管課 |
|--|-------|
| 市営住宅の空家改修時については、畳室をフローリングに張り替え、ベットや椅子での生活に配慮した改善を図ります。 | 住宅課 |
| 障がいのある人の住宅の環境整備に関する相談に応じ、支援します。 | 社会福祉課 |



4 コミュニケーションの支援

【現状と課題】

○コミュニケーション支援の充実

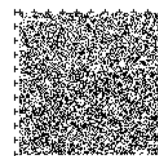
当事者アンケートでは、できる限り対応してほしい配慮として、「できるだけゆっくり話す、筆談を行うなどの対応をしてほしい」「聴覚障がいのある人に必要な情報をきちんと伝えてほしい」との意見がありました。

福祉団体ヒアリングでは、「災害など、放送だけでは聴覚障がいのある人に情報が入らないため全ての方に情報が伝わる工夫が必要」、「市民を対象とした説明会及びイベント会場には、聴覚障がいのある人がいることを踏まえ手話通訳や要約筆記をつけて欲しい」、「窓口対応について親切丁寧に、また専門用語(難しい用語)は使わず、わかりやすい言葉で説明して欲しい」などの意見がありました。

【施策の方針】

情報を手に入れたり、伝えたりすることを、より簡単で便利にしていくことで、障がいのある人の社会参加が促進される「共生社会^{*}」の実現をめざします。そのために嘉麻市では、

- ①情報提供のバリアフリー^{*}化をすすめます。
- ②コミュニケーション支援の充実を図ります。



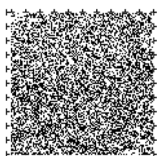
【具体的な施策】

(1)情報提供のバリアフリー※化の推進

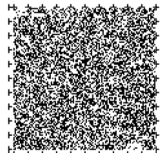
| 取り組み内容 | 所管課 |
|--|-----|
| 市の広報紙やホームページ、窓口などで配布する冊子やパンフレットなどについては、読み手のことに配慮し工夫していくことで、障がいの有無にかかわらず、市政に関する情報を取得することができるよう、必要に応じた音声コードの導入を検討するなど、情報提供のバリアフリー※化をすすめます。 | 全課 |

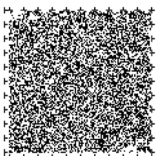
(2)コミュニケーション支援の充実

| 取り組み内容 | 所管課 |
|---|-------|
| 手話通訳者※や要約筆記者※などの養成・派遣事業の充実を図ります。 | 社会福祉課 |
| 市役所ならびに市が所管する行政窓口では、筆談やタブレット端末を使用した遠隔手話サービスの活用による明瞭でわかりやすい説明の工夫など、コミュニケーション支援に配慮した取り組みをすすめます。 また、今後は手話の研修会に積極的に参加し、職員の育成を行います。 | 全課 |
| 広く市民の参加を求める講演会などでは、情報保障の観点から求められる配慮に努めます。 | 全課 |
| 市の広報紙やホームページ、窓口などで配布する冊子やパンフレットなどを通じ、情報の取得や意思疎通が困難な障がいや障がいのある人に対する理解を深める機会の提供に努めます。 | 社会福祉課 |



第5章 計画の推進のために





第5章 計画の推進のために

1 庁内ならびに関係機関との連携強化

障がいのある人や障がいのある子どもに関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、広範囲にわたっていることから、社会福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。さらに、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援をすすめます。

2 国や県、近隣市町との連携強化

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国や県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開していきます。さらに、計画を適切に推進し、目標を達成するために、国や県の補助制度などを活用するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、適切な利用者負担制度など、障がいのある人に対する施策の一層の充実に向けて国や県への要望を行います。

また、市内で実施のないサービスや入所施設、専門的な知識を要するケースなど、広域的な対応が望ましいものについては、自立支援ネットワーク※や基幹相談支援センター※などと広域で実施している事業も多く、近隣市町とのさらなる連携を図ります。

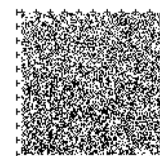
3 さまざまな組織・団体との協働体制強化

障がいのある人やその家族の団体、地域活動や地域福祉活動を担う組織、障がい福祉サービス※事業所、社会福祉協議会、保健・医療関係機関、教育関係機関、就労支援機関など、さまざまな組織・団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

4 広報・啓発活動の推進

本計画に基づく施策を推進するためには、障がいのある人が受ける制限が社会のあり方との関係によって生ずるといふ、いわゆる「社会モデル※」の概念や、一人ひとりの障がい特性や障がいのある人に対する配慮などへの住民、ひいては社会全体の理解が大変重要です。

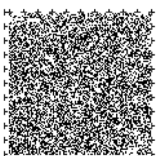
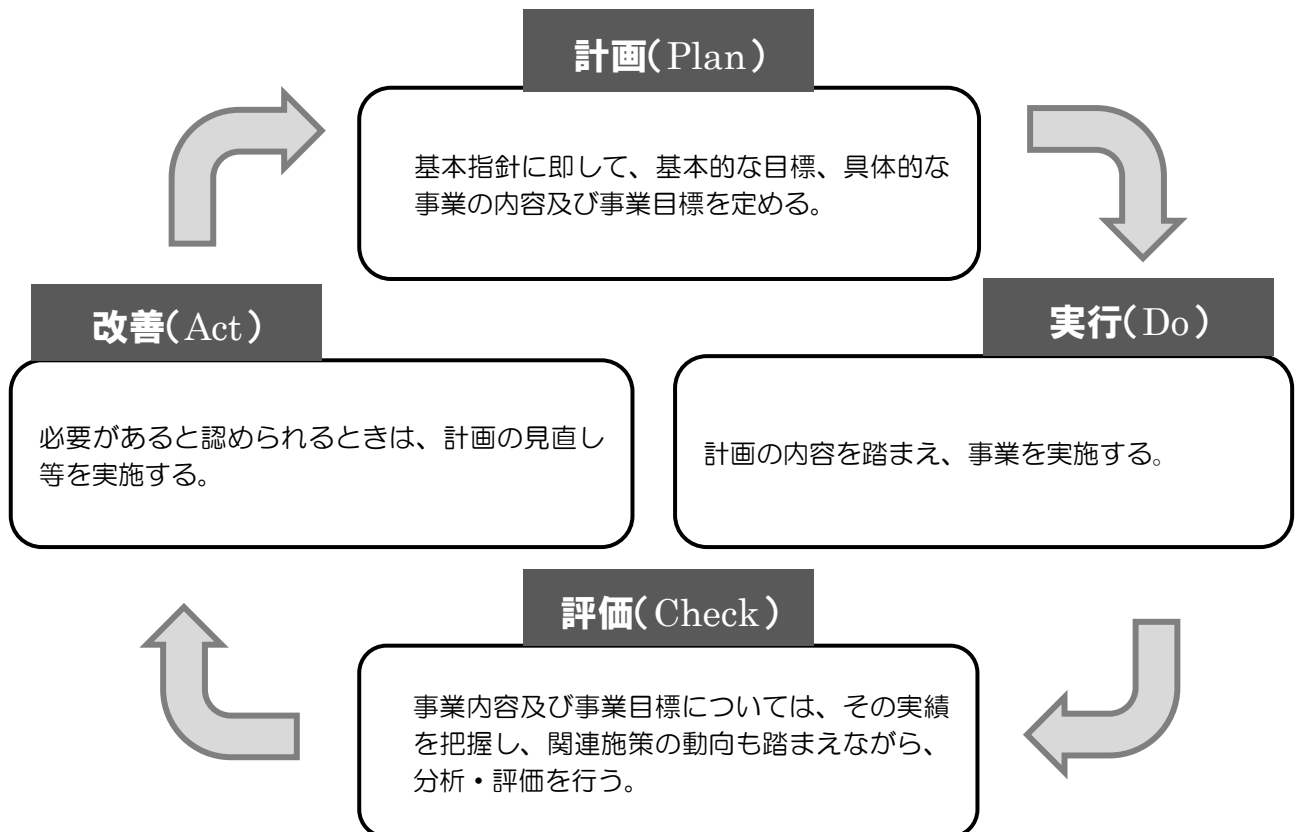
行政はもとより、障がいのある人やその家族の団体、社会福祉協議会、障がい福祉サービス※事業所などが連携し、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、地域社会における「心のバリアフリー※」の実現をすすめます。



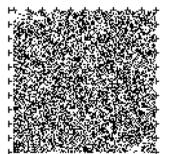
5 計画の進行管理

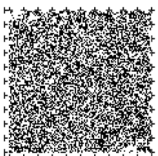
本計画の進行管理については、嘉麻市障がい者施策推進協議会との意見交換などにより、計画の進行状況の把握や見直しをPDCAのサイクルの考え方にに基づき検証し、効果的かつ適切な施策・事業の実施に努めます。

【PDCAサイクルのプロセス】



資料編





資料編

1 嘉麻市障がい者施策推進協議会条例

○嘉麻市障がい者施策推進協議会条例

平成 18 年 9 月 29 日

条例第 220 号

(設置)

第 1 条 障がい者に関する総合的な施策について審議を行い、その推進に資するため、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項の規定に基づき、嘉麻市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(全部改正〔平成 30 年条例 30 号〕)

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進及び実施状況に関する事項
- (3) 障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項に関する事項
- (4) その他障がい者福祉に関し、市長が特に必要と認めた事項

(全部改正〔平成 27 年条例 11 号〕、一部改正〔平成 30 年条例 30 号〕)

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 社会福祉関係者 2 人以内
- (3) 障がい者福祉団体等関係者 3 人以内
- (4) 教育関係者 1 人以内
- (5) 関係行政機関職員 2 人以内
- (6) 市民からの公募による者 2 人以内

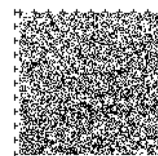
(一部改正〔平成 27 年条例 11 号・30 年 30 号〕)

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱されたとき又は任命されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(一部改正〔平成 30 年条例 30 号〕)



(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、協議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

(追加〔平成30年条例30号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月16日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

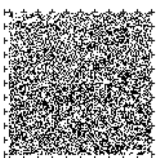
附 則(平成30年6月26日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(嘉麻市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正、嘉麻市子ども・子育て支援会議条例の一部改正、嘉麻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討協議会条例の一部改正、嘉麻市障害者施策推進協議会条例の一部改正、嘉麻市健康づくり推進協議会条例の一部改正、嘉麻市学力向上推進プロジェクト協議会の一部改正、嘉麻市社会教育委員条例の一部改正及び嘉麻市青少年問題協議会条例の一部改正に係る経過措置)

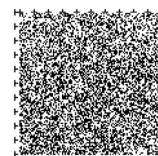
2 それぞれの条例における組織構成に関する改正規定は、この条例施行の際現に協議会等の委員である者の任期終了日後から適用する。



2 嘉麻市障がい者施策推進協議会委員名簿

(任期:令和2年4月1日～令和4年3月31日まで)

| 団体名 | 役職 | 氏名 | 備考 |
|-----------------------|---------------------|--------|-----|
| 社会福祉法人 嘉麻市社会福祉協議会 | コミュニティ ソーシャルワーカー | 吉田 文平 | |
| 嘉麻市民生委員 児童委員協議会 | 委員 | 田中 一幸 | |
| 嘉麻市身体障害者福祉協会 | 理事 | 古川 勤 | |
| 嘉麻市手をつなぐ育成会 | 会長 | 横山 利恵子 | |
| NPO法人 嘉飯山ネットBASARA | 事務局長 | 藤嶋 勇治 | 副会長 |
| 福岡県立嘉穂特別支援学校 | 教諭 | 黒田 恵美 | |
| 嘉麻市議会 | 議員 | 藤 伸一 | 会長 |
| 飯塚医師会 | 理事 | 藤木 健弘 | |
| 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 | 社会福祉課長 | 村谷 京子 | |
| 飯塚公共職業安定所 | 次長 | 川原 豊樹 | |
| 公募委員 | | 坂口 清春 | |
| 公募委員 | | 古川 宏 | |



3 答申書

答 申 書

令和4年3月11日

嘉麻市長 赤 間 幸 弘 様

嘉麻市障がい者施策推進協議会
会 長 藤 伸 一

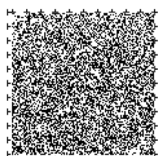
「第4期嘉麻市障がい者計画」について（答申）

令和3年度末をもって「第3期嘉麻市障害者計画」の計画期間が満了することから、市長より「第4期嘉麻市障がい者計画」の策定について嘉麻市障がい者施策推進協議会に対し諮問がなされました。本協議会といたしましては、慎重に検討・協議を行なった結果、策定作業が終了いたしましたので、嘉麻市障がい者施策推進協議会条例第2条第1項に基づき、ここに答申いたします。

記

1. 第4期嘉麻市障がい者計画（計画原案）

別冊のとおり



4 用語解説

あ行

●一般就労

民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。

か行

●基幹相談支援センター

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障がい福祉サービスの利用に関する相談や暮らしに関する相談など、さまざまな相談に対応し、障がいのある方が自立した生活を続けていくことができるよう支援する機関。

飯塚圏域(飯塚市・嘉麻市・桂川町)では、「飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター」を設置している。

●共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。

●筋萎縮性側索硬化症(ALS)

重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患で、運動ニューロン病の一種。極めて進行が速く、半数ほどが発症後3年から5年で呼吸筋麻痺により死亡する(人工呼吸器の装着による延命は可能)。治癒のための有効な治療法は現在確立されていない。

●グループホーム

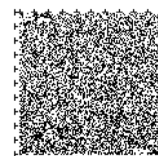
障がいのある人に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う施設。

●権利擁護

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

●合理的配慮

障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由および実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更および調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更および調整を行う者に対して「均衡を失した、または過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。



●災害対策基本法

国土ならびに国民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体およびその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧および防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備および推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする法律。

●児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設および事業に関する基本原則を定める法律で、その時々の子どものニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置づけられている法律。

●社会的障壁

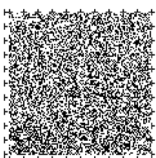
障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、次のようなもの。事柄（早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明など）、物（段差、難しい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号など）、制度（納得していないのに入院させられる、医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所の友だちと一緒に学校に行くことが認められないことがあることなど）、習慣（障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされることなど）、考え方（障がいのある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障がいのある人は結婚や子育てができないなど）。

●社会モデル

障がいのある人が味わう社会的不利は社会の問題だとする考え方。社会モデルでの障がいのある人とは、社会の障壁によって能力を発揮する機会を奪われた人々と考え。医学モデルが身体能力に着目するのに対し、社会モデルでは、社会の障壁に着目し、例えば、電車に乗れないという「障害」を生んでいるのは、エレベーターが設置されていないなどの社会の環境に問題があるという考え方。

●就労継続支援B型事業所

障害者総合支援法に基づく、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人で、雇用契約に基づく就労が困難な人に対して、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスを提供する事業所。



●就労移行支援

障害者総合支援法に基づき、就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービス。

●手話通訳者

手話を用いて聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人とのコミュニケーションの仲介・伝達などを行う人。

●障害者基本計画

障害者基本法第 11 条第 1 項に基づき、国が障がいのある人の自立および社会参加の支援などのための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもので、国が講じる障がいのある人のための施策の最も基本的な計画として位置づけられている。

●障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加支援などのための施策の基本となる事項などが定められており、障がいのある人の福祉の増進を目的とした法律。障がいのある人の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がいのある人に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障がいのある人のための基本的な施策を推進するための計画(障害者計画)の策定を義務づけている。

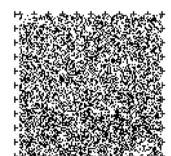
●障がい者虐待防止センター

障害者虐待防止法では、虐待を受けている可能性がある障がいのある人を発見した場合の市町村などへの通報義務が規定され、これに伴い、同通報の窓口となるとともに、障がいのある人への虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がいのある人の迅速かつ適切な保護などを目的に設置された機関。

飯塚圏域(飯塚市・嘉麻市・桂川町)では、飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センターにおいて障がい者虐待防止センターの業務を行っている。

●障害者虐待防止法

障がいのある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障がいのある人を現に養護する人(擁護者)に対して支援措置を講じることを定めた法律。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。



●障害者雇用促進法

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を一定割合以上雇用することを義務づけた法律。正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の雇用機会を広げ、障がいのある人が自立できる社会を築くことを目的とする。職業リハビリテーションや在宅就業の支援など障がいのある人の雇用の促進について定めている。

●障害者差別解消法

国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

●障害者総合支援法

障がいのある人および障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人および障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。

●障がい福祉サービス

障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住などの状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられる。

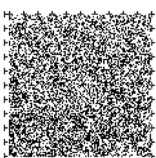
●自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法で規定される。

●自立支援ネットワーク

障害者総合支援法第 89 条の 3 の規定に基づき、地域における障がい者等への支援体制の整備について協議するために設置された自立支援協議会。

飯塚圏域(飯塚市・嘉麻市・桂川町)では、「飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク」を設置している。



●身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

●成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

た行

●地域活動支援センター

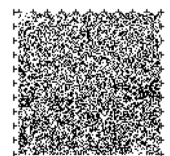
障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

●特別支援学級

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている小学校、中学校の学級。

●特別支援学校

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている学校。



●特別支援教育

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

な行

●難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化することになる。昭和 47 年の難病対策要綱において、難病は、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとされている。

●難病相談・支援センター

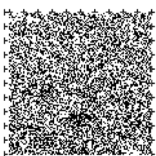
難病の患者の療養生活に関する各般の問題につき、難病の患者およびその家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言などを行い、難病の患者に対する療養生活の質の維持向上を支援することを目的に都道府県が設置する機関。「難病の患者に対する医療等に関する法律」において法定化されている。

●難病の患者に対する医療等に関する法律

難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関し、必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保および難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする法律。

●日常生活自立支援事業

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助および日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が実施している。契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。



●日常生活用具

障がいのある人などが安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、障がいのある人などの日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる用具。

は行

●パーキンソン病

進行性の神経変性疾患。主に、手足がふるえる(振戦)、動きが遅くなる(無動)、筋肉が硬くなる(固縮)、体のバランスが悪くなる(姿勢反射障害)、といった症状がみられる。これらによって、顔の表情の乏しさ、小声、小字症、屈曲姿勢、小股・突進歩行など、いわゆるパーキンソン症状といわれる運動症状が生じる。

●発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

●発達障害者支援法

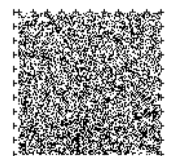
長年にわたって福祉の谷間で取り残されていた発達障がいのある人の定義と社会福祉の制度における位置づけを確立し、発達障がいのある人の福祉的援助に道を開くため、発達障がいの早期発見、発達支援を行うことに関する国および地方公共団体の責務、発達障がいのある人の自立および社会参加に資する支援を初めて明文化した法律。

●バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

●バリアフリー法

高齢者や障がいのある人の自立した日常生活および社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設および車両など、道路、路外駐車場、公園施設ならびに建築物の構造および設備を改善するための措置その他の措置を講じることにより、高齢者や障がいのある人などの移動上および施設の利用上の利便性や安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。



●バリアフリーマップ

障がいのある人や高齢者、小さな子ども連れの人など、誰もが、安心して気軽に外出することができるよう、主要な公共施設や民間施設のバリアフリー情報をまとめたマップ。

●避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。

●福祉的就労

企業などに就職することが困難な障がいのある人が、障がいのある人を支援する施設や事業所などにおいて生産活動を行うこと。

●補装具

身体障がいのある人などが装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。具体的には、義肢(義手・義足)・装具・車椅子など。肢装具・杖・義眼・補聴器も補装具にあたる。

や行

●ユニバーサルデザイン

バリアフリーが、障がいによりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、文化・国籍・言語にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境、施設設備や製品などをデザインする考え方。

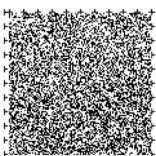
●要約筆記者

手話の取得の困難な中途失聴者や難聴者などの依頼を受けて、文字によるコミュニケーション手段としての要約筆記を行う人。

ら行

●リハビリテーション

心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、その人のもつ能力を最大限に発揮して自立を促すために行われる専門的技術。医学的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリテーションがある。

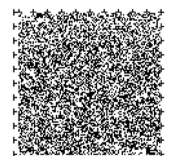


●療育

障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

●療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。



第4期嘉麻市障がい者計画

発行年月 令和4年3月

編集・発行 嘉麻市 社会福祉課 障がい者福祉係

〒820-0292 嘉麻市岩崎 1180 番地 1

TEL : 0948-42-7458 (直通)

FAX : 0948-42-7091

Eメール : shogai@city.kama.lg.jp

